

令和4年版  
源泉所得税相談事例集

吉田 行雄  
岡本 勝秀 【編著】  
杉尾 充茂

法令出版

## はしがき

所得税は、納税者自身がその年の所得金額とこれに対する所得税額を計算し、これらを申告して納税する申告納税制度を採用していますが、利子、配当、給与などの特定の所得については、その所得者である納税者に代わって、その所得の支払者がその支払の際に所得税を天引きして国に納付する源泉徴収制度も取り入れています。

この源泉徴収制度は、国の徴収事務の簡素化、能率化に適った制度であるだけでなく、納税者にとっても申告や納税の手間が省けるなどの点で、便利で合理的な制度と評価されており、それゆえ外国においても多くの国で採用されています。我が国においては、遠く明治 32 年に公社債の利子に対し初めて導入されて以来、昭和 15 年に給与所得についても採用されるなど長い歴史を有しています。令和 4 年度当初予算における租税及び印紙収入の合計金額（65 兆 2,350 億円）に占める源泉所得税額（17 兆 840 億円）の割合をみますと、消費税に次いで第二位の 26.2% となっており、今や源泉徴収制度は、税制全体の中で重要な地位を確立していると評価することができます。

源泉徴収の対象となる所得は、源泉徴収制度導入後、漸次拡大され広範囲にわたっています。加えて、近年はいわゆる国際化により非居住者及び外国法人との間の取引が増大しており、租税条約も絡んで非居住者等に支払う金員が源泉徴収の対象になるかどうかの判断が難しくなっているほか、最近は関係法令の改正が連年のように行われており、これらをフォローしなくてはならない源泉徴収義務者の負担も容易でないものと思います。

また、源泉徴収義務者は、支払の際に所定の税額を徴収することが求められるため、源泉徴収を要することが一応想定される支払をする場合には、速やかにその要否を判断することが必要となりますが、法令、通達又は国税庁が公表している各種の情報は、個々の具体的な問題に対し、常にすべての回答を用意しているというような状況にありません。

そこで、本書を刊行するに当たっては、上述のような事情を踏まえ、具体的な質問事例をできるだけ数多く取り上げることを念頭に、平成23年に本書を刊行し、平成24年以降は隔年ごとに改訂してきました。今回、住宅借入金等特別控除の改正や、短期退職手当等に係る退職所得の金額の改正など、その後の税制改正事項を織り込むとともに、内容の見直しを行い、令和4年版として刊行することになりました。本書は、令和4年版として刊行しておりますが、令和5年以降に適用される改正事項も織り込んでおります。本書の問の数は1,217問と多岐にわたっており、源泉所得税の実務に携わる皆様にとって執務の参考になれば幸いです。

終わりに、本書の刊行の機会を与えていただいた法令出版(株)鎌田順雄氏をはじめ、執筆に当たり終始ご協力をいただいた同社の関係者に心から敬意を表する次第です。

令和4年10月

編著者 吉田 行雄  
岡本 勝秀  
杉尾 充茂

## 目次索引

第1	所得税の源泉徴収のあらまし	(1)
第2	居住者と非居住者の区分	(1)
第3	非課税所得（利子所得を除く）	(1)
第4	給与所得の範囲	(3)
第5	現物給与とその評価	(5)
第6	控除対象配偶者及び扶養親族	(10)
第7	障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生	(11)
第8	給与所得者の扶養控除等申告書	(12)
第9	社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、 地震保険料の控除	(13)
第10	給与所得（一般給与）の源泉徴収	(14)
第11	給与所得（賞与）の源泉徴収	(16)
第12	給与所得の年末調整	(16)
第13	給与所得者の特定支出	(18)
第14	住宅借入金等特別控除	(19)
第15	公的年金等に対する源泉徴収	(21)
第16	退職所得の範囲	(22)
第17	退職所得の源泉徴収	(25)
第18	退職所得の勤続年数の計算	(28)
第19	利子所得の範囲	(29)
第20	利子所得の源泉徴収	(30)
第21	利子所得の非課税	(31)
第22	障害者等の少額貯蓄非課税制度等	(31)
第23	財産形成住宅貯蓄非課税制度	(31)
第24	勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度	(32)
第25	勤労者財産形成給付金・基金制度	(33)

第26	配当所得の範囲	(33)
第27	配当所得の源泉徴収 — 国外株式の配当等を除く —	(34)
第28	国外発行の公社債等の利子及び株式の配当等に対する 源泉徴収制度	(35)
第29	少額投資非課税制度 (N I S A)	(36)
第30	株式等の譲渡益	(37)
第31	償還差益の源泉徴収	(37)
第32	報酬、料金等に対する源泉徴収	(38)
第33	金融類似商品に係る収益・生命保険契約等の年金に対する 源泉徴収	(42)
第34	外国人等に対する源泉徴収	(43)
第35	租税条約関係	(47)
第36	復興特別所得税関係 (平成25年分以後)	(49)
第37	納付	(49)
第38	災害被害者に対する救済	(50)
第39	延滞税、加算税、還付加算金	(50)
第40	社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)	(51)
第41	支払調書等	(51)
第42	確定申告その他	(52)
<参考1>	租税条約の源泉徴収関係の特例 (例示)	(52)
<参考2>	我が国が締結した租税条約 (既に発効しているもの 又は既に署名をしているもので今後発効が予定されて いるもの)	(52)

## 目次

第1	所得税の源泉徴収のあらまし	1
問1-1	所得税の源泉徴収の意義	1
問1-2	源泉徴収の対象となる所得	1
問1-3	源泉徴収税額の徴収の時期とその納付期限	3
問1-4	源泉徴収税額の納付方法	3
問1-5	源泉徴収税額の未徴収又は未納付	4
問1-6	源泉徴収税額の過大納付	4
問1-7	源泉徴収税額の還付請求権の消滅時効の起算日	5
問1-8	内国法人に対する源泉徴収	6
第2	居住者と非居住者の区分	9
問2-1	居住者、非居住者、非永住者の意義	9
問2-2	住所の意義	9
問2-3	住所の判定	10
問2-4	入国した外国人の住所の判定	11
問2-5	外国駐在員の駐在期間が延長され在外期間が1年以上と なる場合の住所の判定	12
問2-6	外国法人に派遣された船員の住所	12
問2-7	日本国内に1年以上居住する米国軍人の家族	14
第3	非課税所得 (利子所得を除く)	15
問3-1	労働基準法の規定により支払う補償金	15
問3-2	労災保険の給付を受ける人に支給する付加給付	15
問3-3	業務上負傷した者に支払う休業補償	16
問3-4	会社が遺族に支給する年金	16
問3-5	保険会社が遺族に支払う企業年金	17

○3-6	社員の遺児又は高度障害者の子弟に支給する育英資金	17	○3-34	計画停電等により通勤交通機関が利用できない者に 支給するタクシー代等	35
○3-7	乗船中の船員に支給する食事	17	○3-35	緊急業務のために出退社する者に支給するタクシー代	36
○3-8	一般職員に支給する洋服	18	○3-36	通勤用バス回数券	36
○3-9	無料で貸与した家屋	18	○3-37	従業員の転居に伴う定期券の二重支給	37
○3-10	被災従業員等に対する社宅の無償貸与	19	○3-38	職務上の必要により支給する定期乗車券	37
○3-11	従業員の子供のために支給する学資金	20	○3-39	近距離であるが自動車通勤せざるを得ない障害者に 支給する通勤手当	38
○3-12	採用内定者に貸与又は支給する学資金	21	○3-40	非課税限度額を超えるマイカー通勤手当	38
○3-13	修学のための学校の範囲	22	○3-41	定期乗車券と自転車通勤手当の支給	39
○3-14	通常の給与に加算しない学資金の給付	22	○3-42	交通用具を使用している者の通勤距離が変更となった 場合の非課税限度額	39
○3-15	「特別の関係がある者」でもある使用人が給付を 受ける学資金	23	○3-43	アルバイトに支給する通勤手当の非課税限度額	40
○3-16	奨学金の返済に充てるための給付金	23	○3-44	数か所に勤務する者に支給する通勤費	40
○3-17	採用内定者に支給する研修旅費	24	○3-45	親会社の役員兼子会社の役員に支給する出勤のための 費用	41
○3-18	死亡による退職金等	24	○3-46	非常勤の役員等に支給する出勤のための費用	41
○3-19	株主総会決議後に死亡した役員の退職金	25	○3-47	単身赴任者の帰宅旅費	42
○3-20	税理士の死亡後に支給期の到来する顧問料	26	○3-48	外国人が休暇帰国（ホームリープ）のために要する 旅費負担	44
○3-21	弁護士死亡後に支払う弁護士報酬	26	○3-49	米国で結婚した役員の妻の来日旅費の負担	45
○3-22	特許権、著作権の侵害による損害賠償金	27	○3-50	災害派遣手当	45
○3-23	会社が支給する見舞金等	27			
○3-24	被災状況に応じた災害見舞金の支給	28			
○3-25	労働協約に基づく慶弔金	28			
○3-26	時間外勤務が深夜におよぶ場合のホテル代	29			
○3-27	カフェテリアプランによる医療費等の補助	29			
○3-28	条例に基づき支給する「失業者の退職手当」	30			
<旅費・通勤手当>			第4 給与所得の範囲		47
○3-29	旅費の範囲	31	○4-1	受領を辞退した給与	47
○3-30	旅行について通常必要であると認められる旅費の範囲	32	○4-2	役付者に支給する交際費	47
○3-31	家族移転助成費	33	○4-3	退職者に支給する賞与	48
○3-32	通勤手当、通勤用定期乗車券	33	○4-4	単身赴任者に支給する着後滞在費	48
○3-33	新幹線で通勤した場合の取扱い	35	○4-5	在日支店勤務者が本国への転勤に際して支給を受ける 家事用資産の損失補填	49

㊦ 4-6	出向元法人が負担すべき外国人出向者の申告納税額の立替納付	49
㊦ 4-7	従業員に支給する奨学金	50
㊦ 4-8	役員、使用人の子弟に対する学資金名義の手当	51
㊦ 4-9	職務上必要な勉学の費用に充てるものとして支給する金銭	51
㊦ 4-10	採用内定者の全員に支払う技術（パソコン）習得費用	52
㊦ 4-11	自動車運転免許等を取得させるための費用等の負担	53
㊦ 4-12	自己啓発助成給付金制度による研修費負担	54
㊦ 4-13	定年前退職者等に支給する転進助成金	54
㊦ 4-14	宿直料、日直料	55
㊦ 4-15	1週間以内に代日休暇をとらなかった者に追加して支給する宿日直料	56
㊦ 4-16	時間外勤務手当と同様に計算する宿直料	57
㊦ 4-17	食事を併給している場合の宿直料	57
㊦ 4-18	土曜日の宿直につき増額された宿直料	58
㊦ 4-19	医師の宿直料	58
㊦ 4-20	交通ストに伴い支給する宿日直料等	59
㊦ 4-21	交通ストに伴い勤務場所に宿泊する者に支給する食事代	59
㊦ 4-22	金融機関に預金をした従業員に支給する利子補給金	60
㊦ 4-23	会社が従業員持株会に拠出する奨励金	60
㊦ 4-24	財形貯蓄をする従業員に支給する奨励金	61
㊦ 4-25	発明、考案等に対する報償金	61
㊦ 4-26	職務発明特許の使用人原始帰属制度を導入した場合の「相当の利益」	62
㊦ 4-27	有益な提案をした者に対する表彰金	64
㊦ 4-28	災害防止に功績のあった者に支給する表彰金	64
㊦ 4-29	善行者に対する表彰金	65
㊦ 4-30	皆勤した従業員に支給する表彰金	65
㊦ 4-31	成績優秀者を抽選により海外旅行に招待した場合の	

	経済的利益	66
㊦ 4-32	結婚祝金	66
㊦ 4-33	従業員の子弟の入学に際して支給する祝金品	67
㊦ 4-34	使用人等に支給する医療費相当額の見舞金	67
㊦ 4-35	出張期間中に盗難等の被害を受けた者に支払う補償金	67
㊦ 4-36	現金取扱い手当	68
㊦ 4-37	従業員に支給する雪害見舞金	68
㊦ 4-38	新型コロナウイルス感染症に関連する見舞金	69
㊦ 4-39	会社で負担した税金	70
㊦ 4-40	紛争解決金として労働組合を通じて支払う金銭等	71
㊦ 4-41	労働組合が組合事務専従者以外の組合員に支払う金銭等	71
㊦ 4-42	家族に支払う給料	72
㊦ 4-43	青色申告者が家族に支払う給料	72
㊦ 4-44	任意組合が組合員に支払う給与	73
㊦ 4-45	増資新株の得意先や従業員等への付与	74
㊦ 4-46	出張により取得したマイレージポイント	75
㊦ 4-47	従業員のマイカー借上料	75
㊦ 4-48	大学教授等に支給する研究費等	76
㊦ 4-49	医師等が支給を受ける休日診療等の委嘱料	77
㊦ 4-50	派遣医が支給を受ける報酬	77
㊦ 4-51	進学教室の講師謝礼	78
㊦ 4-52	麻酔科医が支給を受ける報酬	78
㊦ 4-53	マネキンに支払う報酬の源泉徴収義務者	79
㊦ 4-54	会社設立発起人が受ける報酬	79
㊦ 4-55	株主代表訴訟に係る弁護士費用等の負担	80

## 第5 現物給与とその評価 81

㊦ 5-1	現物給与の意義	81
㊦ 5-2	商品、製品の現物給与の評価	82
㊦ 5-3	卸売業者が支給する商品の価額	82

㊦5-4	製造業者が支給する自家製品の価額	82
㊦5-5	成績優秀者に支給する記念品の評価	83
㊦5-6	商品券の現物給与	83
㊦5-7	永年勤続者表彰の記念品	84
㊦5-8	永年勤続者に毎年支給する記念品	84
㊦5-9	永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い	85
㊦5-10	永年勤続表彰者に支給した旅行券の使用に係る 報告期間の延長	85
㊦5-11	自由に選択できる永年勤続者表彰記念品	86
㊦5-12	創業記念品等	87
㊦5-13	創業記念品等に対し課税する場合の評価	87
㊦5-14	功労金、記念慰労金	88
㊦5-15	値引販売の利益	88
㊦5-16	住宅の値引販売	89
㊦5-17	寄宿舎等の電気、ガス、水道料の会社負担	90
㊦5-18	単身赴任者が家具をレンタルして受ける経済的利益	90
㊦5-19	理髪所、入浴場などの福利施設の利用	91
㊦5-20	厚生施設の利用料金として支給する金銭	92
㊦5-21	福利厚生費用に充てるカードの交付	92
㊦5-22	カフェテリアプランによるポイントの付与	93
㊦5-23	カフェテリアプランによる旅行費用等の補助	94
㊦5-24	保養施設を利用する従業員に対し負担する食事代	95
㊦5-25	人間ドック検診料の会社負担	96
㊦5-26	従業員の配偶者に係る人間ドック検診料の会社負担	97
㊦5-27	サークル活動のための費用の会社負担	97
㊦5-28	従業員である運動選手が全国大会に出場したことにより、 会社が支給する報奨金	98
㊦5-29	慰安旅行等の費用の会社負担	99
㊦5-30	部又は課単位で行う忘年会等の費用の会社負担	99
㊦5-31	慰安旅行として行う海外旅行費用の会社負担	100

㊦5-32	クルージングによる海外慰安旅行	101
㊦5-33	従業員の参加割合が50%未満である場合の慰安旅行	101
㊦5-34	やむを得ない事情による慰安旅行の不参加者に 支給した金銭	102
㊦5-35	学校の教職員の子弟に係る学費の免除による利益	103
㊦5-36	会社が負担した従業員の行為に基づく損害賠償金	103
㊦5-37	ゴルフクラブの入会金等	104
㊦5-38	レジャークラブの入会金等	105
㊦5-39	結婚情報サービスクラブの入会金等	106
㊦5-40	社交団体の入会金等の会社負担	107
㊦5-41	ロータリークラブ等の入会金や会費等の会社負担	107
<食事の供与>		
㊦5-42	食事の評価	108
㊦5-43	食事を支給する場合の使用人負担額	108
㊦5-44	業者に委託して調理した食事の評価	109
㊦5-45	食事の供与が非課税扱いを受けるための具体的な方法	110
㊦5-46	契約食堂で通用する食券の交付	111
㊦5-47	昼食の惣菜の現物給与	112
㊦5-48	残業又は宿日直をした者に支給する食事	112
㊦5-49	夜間の勤務者に支給する夜食代	113
㊦5-50	海上プラットフォームに勤務する従業員に支給する食事	113
㊦5-51	使用者が使用人等に対し食事代として支給する金銭	114
<社宅の供与>		
㊦5-52	役員社宅の賃貸料相当額の評価方法	115
㊦5-53	役員社宅の賃貸料相当額の評価方法の図示	116
㊦5-54	会社が負担する冷暖房の費用等	117
㊦5-55	役員社宅の賃貸料の計算	118
㊦5-56	マンション、アパート等の1室が小規模社宅に該当 するかどうかの判定	118
㊦5-57	2軒の役員社宅を貸与している場合の小規模社宅の判定	118

㊦ 5-58	小規模借上役員社宅	119
㊦ 5-59	会議用にも使用する役員社宅	119
㊦ 5-60	単身赴任者が居住する役員社宅	120
㊦ 5-61	役員社宅について特別な取扱いを受ける法人の範囲	121
㊦ 5-62	使用人兼務役員に貸与した社宅	121
㊦ 5-63	役員社宅の賃貸料相当額の評価算式の根基	122
㊦ 5-64	固定資産税の課税標準額の改訂があった場合の役員社宅	122
㊦ 5-65	「固定資産税課税標準額」の意義	123
㊦ 5-66	年の中途で新築した役員社宅	123
㊦ 5-67	敷地が借上げの場合の役員社宅	124
㊦ 5-68	子会社の役員を兼ねている使用人の社宅	124
㊦ 5-69	月の中途で入居した役員の家宅	125
㊦ 5-70	転任した役員のホテル代の負担	125
㊦ 5-71	役員に対する敷地のみの貸与	126
㊦ 5-72	役員社宅の徴収家賃のプール計算（1）	127
㊦ 5-73	役員社宅の徴収家賃のプール計算（2）	127
㊦ 5-74	豪華な役員社宅を貸与した場合の取扱い	128
㊦ 5-75	使用人社宅の徴収家賃とのプール計算	128
㊦ 5-76	使用人社宅の家賃	129
㊦ 5-77	使用人社宅の家賃料相当額の評価方法	129
㊦ 5-78	他から借り入れている使用人社宅	130
㊦ 5-79	固定資産税の課税標準額の引上げと使用人社宅の家賃との関係	131
㊦ 5-80	使用人社宅の徴収家賃のプール計算	131
㊦ 5-81	非課税社宅とプール計算	132
㊦ 5-82	3交替勤務者の社宅とプール計算	132
㊦ 5-83	使用人から役員に昇任した者の賃貸料相当額	133
㊦ 5-84	会社が社員所有の住宅を借り上げ、社宅として同社員に貸与した場合の取扱い	133
㊦ 5-85	従業員が指定する住宅を借上社宅とした場合の取扱い	134

㊦ 5-86	使用人が取得した土地に使用者が社宅を建設して土地所有者に賃貸する場合の取扱い	135
㊦ 5-87	会社が負担する下宿料	136
㊦ 5-88	役員に貸与したマンションの管理費	137
<保険料の負担>		
㊦ 5-89	会社が負担した社会保険料	137
㊦ 5-90	健康保険料の事業主負担による経済的利益	138
㊦ 5-91	会社が負担した確定給付企業年金規約等に基づく掛金	138
㊦ 5-92	会社が負担した会社契約の生命保険の保険料	140
㊦ 5-93	従業員が契約したグループ保険の保険料の会社負担	141
㊦ 5-94	使用者が一定の年齢を超える者について保険料を負担した場合の取扱い	142
㊦ 5-95	使用者が特定地域に勤務する従業員を対象に締結した損害保険契約	143
㊦ 5-96	会社が負担した長期の損害保険の保険料	143
㊦ 5-97	会社が年払で負担した保険料の月割計算	144
㊦ 5-98	介護費用保険の保険料の会社負担	144
㊦ 5-99	年金払積立傷害保険の保険料の会社負担	145
㊦ 5-100	役員賠償保険の保険料の会社負担	146
㊦ 5-101	新たな役員賠償保険の保険料の取扱い	147
<貸付金の利子・利子補給>		
㊦ 5-102	従業員に対する貸付金又は貸付金の利子	148
㊦ 5-103	役員に対する住宅資金の借換え	150
㊦ 5-104	利息相当額の評価	150
㊦ 5-105	転勤に際し借家敷金を無利息で借りた場合の経済的利益	151
㊦ 5-106	長期海外出張者に対する渡航準備費用の無利息貸付け	151
㊦ 5-107	生活資金の無利息貸付け	152
㊦ 5-108	結婚、入学等のための資金の無利息貸付け	152
㊦ 5-109	住宅取得資金の貸付け等を受けた場合の課税上の特例	152



## &lt;ストックオプション関係&gt;

○5-110	ストックオプションの行使による経済的利益	155
○5-111	退職後にストックオプションを行使した場合の利益	156
○5-112	金銭の払込みに代えて債権をもって相殺する ストックオプション	156
○5-113	吸収合併により消滅会社のストックオプションに 代えて存続会社から交付されるストックオプション	157
○5-114	ストックオプション契約の内容を税制非適格から 税制適格に変更した場合の取扱い	158
○5-115	譲渡制限付株式の交付を受けた場合の課税時期等	159
○5-116	外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的 利益に関する調書	160

## 第6 控除対象配偶者及び扶養親族 161

○6-1	控除対象配偶者の意義	161
○6-2	源泉控除対象配偶者の意義	162
○6-3	老人控除対象配偶者の意義	163
○6-4	内縁の妻	163
○6-5	外国人についての同一生計配偶者の判定	164
○6-6	配偶者と死別し再婚した場合の控除	165
○6-7	死亡した配偶者が他の人の扶養親族とされていた場合に 再婚した配偶者の控除	165
○6-8	同一生計配偶者としての所得要件	166
○6-9	配偶者に内職所得がある場合の所得計算	166
○6-10	シルバー人材センターにおいて就業する高齢者の所得	167
○6-11	源泉控除対象配偶者等に該当するかどうかの所得の 見積り	167
○6-12	源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合	168
○6-13	配偶者特別控除の適用要件等	168
○6-14	配偶者特別控除額の計算例	169

○6-15	妻に退職所得がある場合の配偶者特別控除	170
○6-16	配偶者特別控除の対象者となる配偶者の判定等	170
○6-17	扶養親族、控除対象扶養親族の意義	171
○6-18	特定扶養親族の意義	172
○6-19	老人扶養親族の意義	172
○6-20	同居老親の意義	172
○6-21	年少扶養親族の申告の必要性	173
○6-22	親族の意義	173
○6-23	別居している家族	175
○6-24	離婚後に養育費を送金している場合の扶養親族の判定	175
○6-25	国外居住親族に係る扶養控除等を適用する場合の書類の 提出等	176
○6-26	国外居住扶養親族に係る扶養控除の改正	176
○6-27	戸籍に未記載の者	177
○6-28	配偶者の連れ子	178
○6-29	籍の異なる実父	178
○6-30	籍の異なる実母	179
○6-31	継母	179
○6-32	中国残留孤児の養父母	179
○6-33	非課税所得等がある場合の控除対象扶養親族の 所得の計算	180
○6-34	公的年金がある場合の控除対象扶養親族の判定	181
○6-35	青色事業専従者であった者が嫁いだ場合の配偶者控除等	181
○6-36	配偶者等が非居住者であった間に支払を受けた国内源泉 所得と所得要件	182
○6-37	海外勤務期間内に死亡した扶養親族	182
○6-38	配偶者控除等の控除額一覧表	182

## 第7 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生 184

○7-1	障害者・特別障害者の意義	184
------	--------------	-----

○ 7-2	常に就床を要し、複雑な介護を要する者	185	○ 8-12	控除対象扶養親族等に該当しない者を控除していた ことが税務署の調査で発見された場合の処理	202
○ 7-3	身体障害者手帳の交付を受けていない者	185			
○ 7-4	同居特別障害者の意義	186			
○ 7-5	寡婦の意義	187			
○ 7-6	事実上婚姻関係にある者の意義	188			
○ 7-7	内縁の夫と死別した者	188			
○ 7-8	夫の生死が明らかでない者	189			
○ 7-9	控除対象配偶者と寡婦控除	190			
○ 7-10	ひとり親控除の概要	190			
○ 7-11	改正前後における「ひとり親」等の判定関係	191			
○ 7-12	配偶者控除とひとり親控除	192			
○ 7-13	勤労学生の意義	193			
○ 7-14	通信教育生	194			
○ 7-15	私立大学の通信教育を受ける特修性	195			
<b>第8</b>	<b>給与所得者の扶養控除等申告書</b>	<b>196</b>	<b>第9</b>	<b>社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、 地震保険料の控除</b>	<b>203</b>
○ 8-1	扶養控除等申告書の様式	196	○ 9-1	社会保険料の意義	203
○ 8-2	同じ世帯に所得者が2人以上いる場合の申告	197	○ 9-2	未納の社会保険料	204
○ 8-3	所得者間の控除対象扶養親族の移替え(1)	197	○ 9-3	社会保険料を前納した場合の取扱い	204
○ 8-4	所得者間の控除対象扶養親族の移替え(2)	197	○ 9-4	国民年金保険料の2年分前納制度の取扱い	205
○ 8-5	所得者の死亡による控除対象扶養親族の移替え	198	○ 9-5	国民健康保険の保険料を前納し、報奨金を受けた場合の 取扱い	206
○ 8-6	扶養控除等の申告をしなかった場合の徴収税額	198	○ 9-6	会社が負担した社会保険料	206
○ 8-7	2以上の給与がある者についての扶養控除等	199	○ 9-7	中小企業基盤整備機構に支払った掛金	207
○ 8-8	従たる給与から主たる給与への控除対象扶養親族の 移替え	200	○ 9-8	小規模企業共済等掛金控除を受ける手続	207
○ 8-9	勤労学生控除を申告する時期	200	○ 9-9	死亡者に係る社会保険料控除	208
○ 8-10	控除対象扶養親族でない者を申告していた場合の 支払者の処理	201	○ 9-10	非居住者であった期間の社会保険料	208
○ 8-11	控除対象扶養親族又は障害者でない者を控除していた 場合の支払者の責任	201	○ 9-11	生命保険料控除のあらまし	209
			○ 9-12	新生命保険料控除のあらまし	211
			○ 9-13	新旧生命保険料の内容	214
			○ 9-14	新旧個人年金保険料の内容	216
			○ 9-15	介護医療保険契約等の内容	218
			○ 9-16	介護医療保険契約の対象とならない保険契約	219
			○ 9-17	保険金受取人が満期と死亡の場合と異なる場合の適用	220
			○ 9-18	会社負担の生命保険料	221
			○ 9-19	契約者以外の者が保険料を負担する場合の 生命保険料控除	221
			○ 9-20	生命保険料を前納した場合の取扱い	222
			○ 9-21	剰余金の分配があった場合の新生命保険料の額	223
			○ 9-22	剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額(1)	223
			○ 9-23	剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額(2)	224

○9-24 保険料の割引がある場合の旧生命保険料の額……………	224	○10-14 就航中の船員の給与から徴収する所得税の納付時期……………	245
○9-25 いわゆる据置配当がある場合の保険料の額……………	225	○10-15 親会社の派遣役員の報酬を親会社に支払う場合の 源泉徴収……………	245
○9-26 団体定期保険の保険料……………	226	○10-16 仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収……………	246
○9-27 中途解約をした場合の控除……………	226	○10-17 税額表の種類とその使い方……………	246
○9-28 振替貸付けを受けた場合の控除……………	226	○10-18 月額表を適用する給与……………	248
○9-29 地震保険料控除のあらまし……………	227	○10-19 月額表を適用できない給与の日割額を計算する 場合の日数……………	249
○9-30 旧長期損害保険料を支払った場合の控除……………	230	○10-20 中途就（退）職者に日割計算で支払う給与に対する 税額の計算……………	249
○9-31 生命保険料、地震保険料の控除を受けるための手続……………	231	○10-21 日額表を適用する給与……………	250
○9-32 証明書をなくしたときの取扱い……………	232	○10-22 障害者控除等がある場合の「扶養親族等の数」の数え方……………	250
○9-33 団体特約により支払った保険料の証明書……………	232	○10-23 甲欄、乙欄、丙欄の適用区分……………	252
○9-34 証明書の添付のない申告書を受け取ったときの対応……………	233	○10-24 派遣医の給与所得に対する源泉徴収税額表の適用区分……………	253
○9-35 年末調整を行わない人についての証明書……………	234	○10-25 年の中で中途で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等 申告書の効力……………	253
○9-36 保険料控除証明書の電磁的方法による提供……………	234	○10-26 従たる給与について扶養控除等を受ける場合の 税額の求め方……………	254
<b>第10 給与所得（一般給与）の源泉徴収 ……………</b>	<b>236</b>	○10-27 県が市町村職員を調査委員に委嘱した場合に支給する 委員手当についての源泉徴収……………	254
○10-1 給与の支払者が行わなければならない事項……………	236	○10-28 退職者に計算期間を異にする給与を同一月中に2回 支払う場合の税額の計算……………	255
○10-2 源泉徴収簿の備付け……………	237	○10-29 兼務先が支払う時間外手当についての税額の計算……………	255
○10-3 家事使用人に支払う給与についての源泉徴収……………	238	○10-30 給与を税引で定めた場合の税額計算……………	256
○10-4 一部未払がある場合の源泉徴収の時期と税額……………	239	○10-31 電子計算機による税額の計算方法の簡素化……………	258
○10-5 過去に遡及して残業手当を支払った場合の課税年分……………	240	○10-32 日額表丙欄を適用する給与……………	259
○10-6 過去に遡及して扶養手当を返還させた場合の 源泉徴収税額の再計算……………	240	○10-33 パートタイマーに支払う給与から徴収する税額の計算……………	260
○10-7 概算払の給与から徴収する税額の計算……………	240	○10-34 日額表丙欄の適用の是非……………	261
○10-8 支払が遅延した場合の納付の時期……………	241	○10-35 丙欄を適用する給与に対する日割額による税額計算……………	262
○10-9 給与を仮払した場合の源泉徴収時期……………	242	○10-36 日々雇い入れられる者が同じ支払者から継続して給与の	
○10-10 給与の改訂が遡った場合に支給する差額に対する 税額の計算……………	243		
○10-11 審議会の委員に対する報酬……………	243		
○10-12 非常勤の消防団員が支給を受ける金銭……………	244		
○10-13 給与の支給期日に死亡した者に対する課税……………	245		

支払を受けるかどうかの判定	262	閏12-1	年末調整の必要性	281
閏10-37 日々雇い入れられる者に支払う賃金で丙欄を適用 されないもの	263	閏12-2	年末調整を行う時期	281
閏10-38 隔日就労する臨時日雇に支払う給与	263	閏12-3	年末調整により過不足額が生ずる理由	282
閏10-39 過年分の課税漏れ分の税額の簡易計算	264	閏12-4	年末調整を行うその年中の給与の範囲	284
閏10-40 納付税額がないときの税務署への報告	265	閏12-5	丙欄を適用した給与に係る年末調整	286
閏10-41 計算誤りにより納め過ぎた税金の還付	265	閏12-6	年末において給与所得者の扶養控除等申告書を 提出した者の年末調整	286
閏10-42 支払額の過払を是正した場合の税額の是正	266	閏12-7	他の主たる給与の支払者が支払った乙欄給与、丙欄給与	287
<b>第11 給与所得（賞与）の源泉徴収</b>	<b>270</b>	閏12-8	従たる給与の支払者として支払った給与に係る年末調整	288
閏11-1 賞与とその他の給与との区分	270	閏12-9	年末賞与を分割払する場合の帰属年分	288
閏11-2 賞与に対する税額の計算方法	270	閏12-10	未払の給与に係る年末調整	289
閏11-3 前月中に支払った給与がない場合の賞与に対する 税額の求め方	272	閏12-11	年末調整を要しない給与	289
閏11-4 未払となっている役員賞与等についての源泉徴収の時期	273	閏12-12	年末調整後に給与の支給金額が2,000万円を超えた 場合の取扱い	290
閏11-5 賞与に対する税額計算の際の扶養親族等の数	274	閏12-13	年の途中で死亡した者に対する年末調整	290
閏11-6 賞与から控除する社会保険料の範囲	274	閏12-14	国内に住所がなくなった者に対する年末調整	291
閏11-7 従たる給与の支払者が支払う賞与に対する税額の求め方	275	閏12-15	中途退職者で退職後他から給与を受けない者に対する 年末調整	291
閏11-8 前月中の賞与以外の給与が未払のときの計算	276	閏12-16	前の支払者の支払った給与と徴収税額がわからない ときの年末調整	292
閏11-9 前月中にベースアップの差額を支給していた場合の 前月の通常の給与の額	276	閏12-17	年の途中で海外から帰国した者の年末調整	292
閏11-10 前月中の通常の給与が半期分の役員報酬であるときの 計算	277	閏12-18	年の途中で非居住者期間を有する者の年末調整	293
閏11-11 手取賞与に対する税額の計算方法	277	閏12-19	給与を手取りで定めている場合の年末調整	293
閏11-12 賞与の税額計算における障害者等の控除	278	閏12-20	年税額の求め方	294
閏11-13 賞与の支払者と前月中の給与の支払者とが異なる 場合の計算	279	閏12-21	電子計算機による年税額の求め方	295
閏11-14 会社整理の手段として未払賞与金の受領を辞退した 場合の源泉徴収	279	閏12-22	年末調整の扶養控除額等	299
<b>第12 給与所得の年末調整</b>	<b>281</b>	閏12-23	年末調整の際の配偶者（特別）控除額及び基礎控除額	299
		閏12-24	給与所得者の配偶者控除等申告書	301
		閏12-25	配偶者控除等申告書に記載した合計所得金額の見積額が 異動した場合	301

○12-26	親族関係書類、送金関係書類の内容	302	○13-5	通勤用自家用車の駐車場代	322
○12-27	基礎控除申告書	304	○13-6	旅費の範囲	322
○12-28	所得金額調整控除	304	○13-7	転任に伴う引越費用の範囲	323
○12-29	所得金額調整控除の適用を受ける場合の給与等の 収入金額	305	○13-8	出向や退職に伴う転居費用	323
○12-30	共働き世帯における所得金額調整控除の適用	306	○13-9	研修費の範囲	324
○12-31	源泉徴収関係書類の保存	307	○13-10	学会参加費用の特定支出控除の適用可否	325
○12-32	中途就職者の扶養控除等	308	○13-11	研修費補填金等がある場合の特定支出	325
○12-33	その年最後の給与に対する税額計算の省略	308	○13-12	キャリアコンサルティング費用	326
○12-34	年末調整による過納額の処理	309	○13-13	資格取得費の範囲	327
○12-35	年末調整の過納額に充てることができる税額	310	○13-14	法科大学院等に係る費用	327
○12-36	支払者が納期の特例の適用者である場合の過納額の還付	310	○13-15	単身赴任者の帰宅旅費の範囲	328
○12-37	過納額の還付に2か月以上の長期間を要する場合の 取扱い	311	○13-16	勤務必要経費の範囲	329
○12-38	過納額の還付を終わらないうちに給与の支払者が 廃業する場合の取扱い	312	○13-17	在宅勤務をした場合の勤務必要経費	331
○12-39	不足額の徴収繰延べ	312	○13-18	特定支出控除の対象となる図書費の範囲	331
○12-40	12月分徴収税額の翌年への繰延べ	313	○13-19	社内規則で着用が義務付けられた背広の購入費用	332
○12-41	退職者に係る徴収繰延中の税額の徴収	313	○13-20	得意先社員への結婚祝金等の支出	333
○12-42	年末調整終了後に給与を追給する場合の取扱い	314	○13-21	給与所得と雑所得等に係る支出	333
○12-43	年末調整後に増加した扶養親族の控除	315	○13-22	給与所得控除との選択替え	334
○12-44	年末調整後に払い込んだ生命保険料等の控除	316	○13-23	特定支出控除を受けるための手続	334
○12-45	死亡退職者に係る年末調整の不足税額	316	○13-24	特定支出控除についての使用者の証明	336
○12-46	誤って不足額を過大に計算して徴収納付した場合の処理	317			
<b>第13 給与所得者の特定支出</b>		<b>318</b>	<b>第14 住宅借入金等特別控除</b>		<b>338</b>
○13-1	給与所得者の特定支出控除のあらまし	318	○14-1	住宅借入金等特別控除のあらまし	338
○13-2	特定支出控除の対象となる通勤費の計算	320	○14-2	消費税率の引上げに伴う控除期間の特例	340
○13-3	修理のための支出で特定支出とならないもの	321	○14-3	認定長期優良住宅を取得した場合の控除額	342
○13-4	事故による修理代	321	○14-4	認定低炭素住宅を取得した場合の控除額	344
			○14-5	省エネ性能の高い住宅を取得した場合の控除額	346
			○14-6	バリアフリー改修工事をした場合の控除額	348
			○14-7	省エネ改修工事をした場合の控除額	349
			○14-8	多世帯同居改修工事をした場合の控除額	350

㊦14-9	要耐震改修住宅を取得した場合の控除額	351
㊦14-10	「引き続き居住の用に供している場合」の取扱い	352
㊦14-11	共有部分の追加取得	354
㊦14-12	財産分与による住宅の取得	355
㊦14-13	居住した年に転居し再び居住した場合の住宅借入金等 特別控除	355
㊦14-14	居住した年に転居しその年の年末までに再居住した場合	356
㊦14-15	再び居住した場合の住宅借入金等特別控除の再適用	357
㊦14-16	所得制限により住宅借入金等特別控除の適用がなかった 期間がある場合の再適用の可否	358
㊦14-17	家屋の取得対価等の額の範囲	358
㊦14-18	床面積の判定	359
㊦14-19	住宅を再建した場合の住宅借入金等特別控除	360
㊦14-20	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書等の交付	362
㊦14-21	年末調整による住宅借入金等特別控除の手続	362
㊦14-22	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を 紛失した場合	364
㊦14-23	2か所から給与の支給を受けている場合の住宅借入金等 特別控除	364
㊦14-24	確定申告書の提出期限	365
㊦14-25	確定申告の際の手続	365
㊦14-26	居住年が令和5年以後である場合の確定申告手続等	370
㊦14-27	住宅借入金等特別控除の適用が受けられないこととなる 場合の修正申告等	371
㊦14-28	新型コロナウイルス感染症等の影響による居住期限等の 特例	372
㊦14-29	新型コロナ税特法による居住の用に供する期間等の特例	374
㊦14-30	新型コロナウイルス感染症等の影響の範囲	375
<住宅等の範囲>		
㊦14-31	住宅借入金等特別控除の対象となる住宅等の範囲	376

㊦14-32	父の所有する家屋について行った増改築	379
㊦14-33	居住前に自己の所有する家屋について行った改修工事	380
㊦14-34	マンションのリフォーム	380
㊦14-35	増改築等に際して行う設備取替え工事	381
㊦14-36	特定増改築等の範囲	382
㊦14-37	特定耐久性向上改修工事等の範囲	384
㊦14-38	バリアフリー改修工事等の範囲	385
㊦14-39	省エネ改修工事等の範囲	387
㊦14-40	特定多世帯同居改修工事等の範囲	387
㊦14-41	住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の住宅の取得	388
<借入金等の範囲>		
㊦14-42	借入金等の範囲	389
㊦14-43	「割賦償還の方法」等の意義	392
㊦14-44	住宅の購入に当たり承継した債務	393
㊦14-45	土地の先行取得に係る借入金	394
㊦14-46	共有の家屋を連帯債務により取得した場合の借入金の 額の計算	394
㊦14-47	連帯債務により家屋を取得した場合の各年の年末残高の 額の計算	396
㊦14-48	居住用部分のみを対象とする借入金	397
㊦14-49	借入金の借換え等	397
㊦14-50	住宅取得後に変更した住宅ローンの償還期間	398
㊦14-51	繰上返済をした場合の償還期間	399
㊦14-52	基準利率に達しない使用者からの借入金等	400
㊦14-53	債権譲渡があった場合	400
㊦14-54	住宅ローンを利用しない場合の税額控除	402
第15 公的年金等に対する源泉徴収		
㊦15-1	公的年金等に係る雑所得の金額の計算	404
㊦15-2	公的年金等の範囲	405

㊦15-3	会社が使用人に掛金の一部を負担させて実施する 退職年金制度に基づく給付	407	㊦16-14	退職付加金の所得区分	428
㊦15-4	転籍前法人が支出する較差補填金	408	㊦16-15	定年退職に当たり実施する慰安旅行の費用	428
㊦15-5	公的年金等の額が既往に遡って支給された場合の所得の 帰属年分及び所得区分	409	㊦16-16	清算人の退職金	429
㊦15-6	公的年金等の源泉徴収	410	㊦16-17	生命保険外交員の退職金	429
㊦15-7	特定の公的年金等に係る控除額の減額	412	㊦16-18	死亡退職金に対する源泉徴収の要否	430
㊦15-8	確定給付企業年金の給付額から控除する「加入者の 負担した金額」	413	㊦16-19	退職の日後に死亡した従業員の退職金に対する 源泉徴収の要否	431
㊦15-9	遺族が年金受給権を承継して支払を受ける年金	414	㊦16-20	死亡後に支給の確定した退職金の改訂差額	432
㊦15-10	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書が提出 できない年金	415	㊦16-21	退職金として生命保険契約に関する権利を与える場合の 評価	432
㊦15-11	少額な公的年金の源泉不徴収及び確定申告不要制度	416	㊦16-22	特定退職金共済団体の内容	433
<b>第16 退職所得の範囲</b>		<b>418</b>	㊦16-23	特定退職金共済団体が行う事業が「退職金共済事業」を 主たる目的とするか否かの判定基準	435
㊦16-1	退職所得のあらまし	418	㊦16-24	未払賃金立替払制度により国から弁済を受ける未払賃金	436
㊦16-2	解雇予告手当	420	㊦16-25	役員退職金制度の廃止に伴う退職金を退任時に支給する 場合の取扱い	436
㊦16-3	退職時に行う残存年次休暇の買上げ	420	㊦16-26	役員退職金制度の廃止に伴い付与される新株予約権	438
㊦16-4	外国人である使用人の解雇に伴い支払った和解金	421	㊦16-27	譲渡制限期間の満了日を退任日とする場合の特定譲渡 制限付株式	439
㊦16-5	退職者に支払った紛争解決金の所得区分	421	<b>&lt;退職金の打切り支給関係&gt;</b>		
㊦16-6	季節労務者の離職慰労金	422	㊦16-28	打切り支給の退職金	439
㊦16-7	福利厚生等を目的とした従業員団体から退職者が支払を 受ける一時金	423	㊦16-29	使用人が執行役員に就任した場合に支給する退職金	440
㊦16-8	自衛官若年定年退職者給付金	423	㊦16-30	定年後再雇用する者に支給する退職金	441
㊦16-9	年金に代えて支給する一時金の所得区分	424	㊦16-31	定年退職後理事として再雇用する者に支払う退職金	442
㊦16-10	確定給付企業年金の給付減額に伴い支給される一時金	425	㊦16-32	定年延長前に入社した従業員に対して、旧定年時に 支給する退職一時金	443
㊦16-11	法人成りにより支給を受ける小規模企業共済契約の 一時金の所得区分	426	㊦16-33	定年延長に伴い旧定年時及び新定年前の退職者に支給 する金員の所得区分	443
㊦16-12	労働組合の役員に対する退職金の収入すべき時期	426	㊦16-34	定年経過後に支給する退職金	444
㊦16-13	退職賞与	427	㊦16-35	定年退職金支給後の退職金	445

㊦16-36	退職給与規程の廃止に伴い打切り支給する退職金	446
㊦16-37	財務状態の悪化による退職金制度の廃止に伴う 退職金の打切り支給	447
㊦16-38	役員に対する退職金の打切り支給	448
㊦16-39	使用人兼務役員から専任役員となった者に支払う 退職金（打切り支給）	449
㊦16-40	役員の分掌変更等の場合に支給する退職金	450
㊦16-41	既に役員となっている者に支払う使用人期間の退職金	451
㊦16-42	役員昇格により打切り支給する退職金が支給漏れであった 場合の取扱い	451
㊦16-43	転籍者が退職するに当たり転籍前の法人が支給する 追加退職金	452
㊦16-44	子会社に転籍した者に対して追加払する退職金	452
㊦16-45	厚生年金基金の解散により加入者が支払を受ける 残余財産の分配金（原則的取扱い）	453
㊦16-46	母体企業の倒産により解散した厚生年金基金から 支払われる残余財産の分配金	454
㊦16-47	適格退職年金契約の解約による給付	455
㊦16-48	適格退職年金制度の廃止により年金受給者に 支払われる分配一時金	455
㊦16-49	転籍時に支給を受ける適格退職年金契約に係る一時金	456
㊦16-50	確定拠出年金制度への移行による退職金の打切り支給	457
㊦16-51	個人型の確定拠出年金制度の加入による退職金の 打切り支給	458
㊦16-52	確定拠出年金制度への移行に係る資産移換又は一時金 受領の選択が従業員に認められている場合の取扱い	459
㊦16-53	確定拠出年金制度への移行に当たり規約で同制度の 加入者とされない従業員に打切り支給する退職金	460
㊦16-54	中小企業退職金共済制度への移行に係る払込金額の 上限超過額の打切り支給	461

㊦16-55	海上部門の廃止により船員に該当しないこととなる 従業員に支払う金員の所得区分	462
㊦16-56	合併に伴い被合併法人の従業員に支給する一時金	463
<b>第17</b>	<b>退職所得の源泉徴収</b>	<b>465</b>
㊦17-1	退職金を支払う場合に提出を受ける申告書	465
㊦17-2	退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合の 源泉徴収	465
㊦17-3	退職所得の税額の求め方	466
㊦17-4	平成25年1月1日以後支給される退職金に対する 源泉徴収税額の求め方（源泉徴収する所得税及び 復興特別所得税の額）	467
㊦17-5	退職所得控除額の内容	468
㊦17-6	居住者が非居住者期間内に国外源泉所得である 退職手当等の支払を受けている場合	471
㊦17-7	退職金の支払者から既に退職金の支払を受けている 場合の退職所得控除額	471
㊦17-8	親会社から既に退職金の支払を受けている場合の 退職所得控除額	472
㊦17-9	他社に勤務している期間とみなし退職所得に係る 加入期間が重複している場合の退職所得控除額	473
㊦17-10	使用人から役員に昇格した者の退職所得控除額	475
㊦17-11	前年以前4年内に他の退職手当を受けている場合の 退職所得控除額	476
㊦17-12	前年以前14年内に他の退職手当を受けている場合の 退職所得控除額	477
㊦17-13	前年以前4年内に受けた退職金に控除不足がある場合の 退職所得控除額	478
㊦17-14	前に支払を受けた退職金が少額である場合の 退職所得控除額	479



㊦17-15	他に勤務した期間等が退職金の支払額の計算の 基礎とされているかどうかの判定……………	480	㊦17-35	短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算……………	495
㊦17-16	障害者となった後通常の勤務に服して退職する場合の 退職所得控除額……………	481	㊦17-36	短期退職手当等に対する改正法の適用関係……………	496
㊦17-17	障害者となった後ほとんど勤務しなかった場合の 退職所得控除額……………	481	㊦17-37	短期退職手当等の意義……………	497
㊦17-18	退職金を転職先に納入した場合の源泉徴収……………	482	㊦17-38	使用人兼務役員期間がある場合の短期退職手当等の判定……………	498
㊦17-19	退職金を分割支給する場合の税額計算……………	483	㊦17-39	短期退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法……………	498
㊦17-20	退職給与規程の改訂により差額を追給する場合の 税額計算……………	484	㊦17-40	同一年中に一般退職手当等と短期退職手当等の支給を 受けた場合の退職所得の金額の計算……………	500
㊦17-21	同時に数社の退職金を受ける場合の税額計算……………	484	㊦17-41	同一年中に短期退職手当等と特定役員退職手当等の 支給を受けた場合の退職所得金額の計算……………	502
㊦17-22	同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の 税額計算……………	485	㊦17-42	同一年中に一般退職手当等、短期退職手当等及び特定役員 退職手当等の支給を受けた場合の退職所得金額の計算……………	504
㊦17-23	同一年中に2か所より退職手当の支給を受け、 1か所からの退職手当が退職所得控除額に満たない場合……………	486	<b>&lt;特定役員退職手当等に対する源泉徴収&gt;</b>		
㊦17-24	一の退職により2以上の退職金の支払がある場合の 課税年分……………	487	㊦17-43	勤続年数が短い（5年以下の）役員に対する退職所得 金額の計算の特例……………	508
㊦17-25	年金の一時払を退職所得とする場合の税額計算……………	487	㊦17-44	特定役員退職手当等に係る退職所得控除額の計算方法……………	509
㊦17-26	2回目以後の退職金の税額が赤字となるときの源泉徴収……………	488	㊦17-45	特定役員退職手当等とされる退職金の範囲……………	510
㊦17-27	派遣役員等の退職金に対する源泉徴収……………	488	㊦17-46	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定の原則……………	511
㊦17-28	退職金の一部を手形で支払った場合の源泉徴収……………	489	㊦17-47	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定（使用人兼務役員期間）……………	512
㊦17-29	退職金を供託した場合の源泉徴収とその時期……………	489	㊦17-48	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定（常勤役員から非常勤役員になった際に退 職金の打切り支給があった場合）……………	512
㊦17-30	復職に際し退職金を返還した場合の税金の還付……………	490	㊦17-49	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定（使用人兼務役員から専任役員になった際 に退職金の打切り支給があった場合）……………	513
㊦17-31	退職所得の課税年分……………	491	㊦17-50	役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定（一時勤務しなかった期間がある場合）……………	513
㊦17-32	破産管財人が破産法人の元従業員に対して配当する 退職金……………	492	㊦17-51	同一年中に異なる会社からそれぞれ退職手当等の 支給を受ける場合……………	514
㊦17-33	個人住民税の特別徴収税額（分離課税の所得割額）の 計算……………	493			
㊦17-34	「退職所得の受給に関する申告書」の記載不備……………	494			
<b>&lt;短期退職手当等に対する源泉徴収&gt;</b>					

㉔17-52	役員等勤続年数の計算	515	㉔18-12	被合併法人に勤務していた者の勤続年数	531
㉔17-53	取締役退任後、監査役に就任した場合	515	㉔18-13	個人事業を法人組織にした場合の勤続年数	531
㉔17-54	同一法人から使用人としての退職金と特定役員 退職手当等とが支給される場合の退職所得の計算 (重複勤続期間がない場合)	516	㉔18-14	事業の譲受けがあった場合の勤続年数	533
㉔17-55	同一法人から使用人としての退職金と特定役員 退職手当等とが支給される場合の退職所得の計算 (重複勤続期間がある場合)	517	㉔18-15	親子会社間の勤続期間を通算して退職金を支払う場合の 勤続年数	533
㉔17-56	同一年中に2社から特定役員退職手当等と 一般退職手当等の支給を受けた場合の退職所得等の計算	519	㉔18-16	親子会社の双方が同時に退職金を支払う場合の 勤続年数	534
㉔17-57	同一年中に2社から役員退職金の支給を受けた場合の 源泉徴収税額の計算	521	㉔18-17	他の勤務期間を一定率により換算している場合の 勤続年数	534
㉔17-58	特定役員退職手当等の支給を受けた年の前4年以内に 他社から退職金の支給を受けている場合の退職所得 金額の計算	523	㉔18-18	他に勤務した期間の一部を退職金の計算の基礎に 含めている場合の勤続年数	535
<b>第18 退職所得の勤続年数の計算</b>		<b>525</b>	㉔18-19	他から支払を受けた退職金を会社が受け入れている 場合の勤続年数	535
㉔18-1	退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数の計算方法	525	㉔18-20	既に支払を受けた退職金を返還していた場合の勤続年数	536
㉔18-2	勤続期間の計算の始期及び終期	526	㉔18-21	既に支払った退職金が勤続期間の一部に対応する ものであった場合の勤続年数	536
㉔18-3	海外勤務について勤続期間を加算して退職金を支払う 場合の勤続年数	527	㉔18-22	同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の 勤続年数	537
㉔18-4	勤続期間の一部を退職金の計算の基礎としている場合の 勤続年数	527	㉔18-23	日数を月数に、月数を年数に換算する方法	538
㉔18-5	社員から役員になった者の勤続年数	528	㉔18-24	みなし退職所得がある場合の勤続年数	538
㉔18-6	病気休職中の期間と勤続年数	528	㉔18-25	みなし退職所得についての勤続年数	539
㉔18-7	他社に派遣されていた休職中の期間と勤続年数	529	㉔18-26	みなし退職所得の勤続年数の計算	539
㉔18-8	日雇労働者であった期間と勤続年数	529	㉔18-27	退職手当等とみなされる一時金につき、支払額の計算の 基礎とならない制度加入期間がある場合	540
㉔18-9	過去勤務期間通算制度と勤続年数	530	㉔18-28	過去勤務債務に係る期間がある場合の勤続年数	541
㉔18-10	労働組合事務専従者であった期間と勤続年数	530	㉔18-29	任意継続組合員であった期間がある場合の勤続年数	541
㉔18-11	帰休により勤務を要しなかった期間がある者の勤続年数	531	㉔18-30	脱退一時金の移換を受けた確定給付企業年金が支払う 退職一時金等に係る退職所得の勤続年数	542
			<b>第19 利子所得の範囲</b>		<b>543</b>

○19-1	利子所得のあらまし	543	第21	利子所得の非課税	564
○19-2	学校債、組合債の利子	545	○21-1	利子所得で課税されないもの	564
○19-3	勤務先預金の範囲	546	○21-2	公共法人等が受け取る利子等	566
○19-4	役員の勤務先預金で預貯金となるもの	547	○21-3	郵政民営化法の施行日前に預入をしていた郵便貯金の 取扱い	567
○19-5	協同組合が預貯金について支払う事業分量配当	547	○21-4	数口の納税準備預金のうち一つのものから目的外 払出しがあった場合	567
○19-6	定期預金の景品として交付する宝くじ	548	○21-5	納税準備預金から源泉徴収超過額還付金を 引き出した場合	568
○19-7	身元保証金や取引保証金の利子	549			
○19-8	信託終了後に分配した信託財産に係る損害賠償金	550			
第20	利子所得の源泉徴収－国外公社債の利子所得を除く－	551	第22	障害者等の少額貯蓄非課税制度等	570
○20-1	利子所得に対する課税方法のあらまし	551	○22-1	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度の あらまし	570
○20-2	特定公社債の利子の内容	553	○22-2	障害者等の範囲	571
○20-3	総合課税の対象となる利子	554	○22-3	非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書との関係	572
○20-4	個人の利子所得課税と法人税の関係	555	○22-4	最高限度額の区分	574
○20-5	住民税の特別徴収	555	○22-5	非課税限度額	575
○20-6	外交官が帰国した後に満期となった預金の利子	557	○22-6	預金者が資格外となった場合の取扱い	575
○20-7	利子所得の支払を受けるべき日	557	○22-7	勤務先預金に対する非課税規定の適用要件	576
○20-8	勤務先預金の利子で元本に繰り入れるものの 源泉徴収の時期	558	○22-8	勤務先預金について提出を受ける非課税貯蓄申告書	576
○20-9	複利計算で利子を支払うことにしている場合の 源泉徴収の時期	559	○22-9	障害者等の少額公債利子の非課税制度の概要	577
○20-10	為替先物予約が行われている場合の外貨預金利子に 対する源泉徴収税額の計算方法	559	第23	財産形成住宅貯蓄非課税制度	579
○20-11	支払済みの利子を返還させた場合の源泉徴収税額の還付	560	○23-1	財産形成住宅貯蓄非課税制度のあらまし	579
○20-12	外国企業の発行する債券の利子について徴収される 外国所得税を債券発行人が負担した場合の所得税 の取扱い	561	○23-2	制度の対象となる者	579
○20-13	源泉徴収不適用の対象となる金融機関等の範囲	561	○23-3	勤労者の範囲（外交員）	580
○20-14	源泉徴収不適用となる金融機関が受ける利子所得の範囲	562	○23-4	個人事業の家族従業員	580
			○23-5	外国に勤務する公務員	581
			○23-6	制度の対象となる貯蓄	582
			○23-7	受入金融機関の範囲	583

㊦23-8	財形住宅貯蓄契約の意義	583	㊦24-10	要件違反があった場合の課税	614
㊦23-9	一定の要件を満たす継続預入等の内容	585	㊦24-11	保険型財形年金貯蓄契約を解約した場合の課税	615
㊦23-10	財形住宅貯蓄における貸金控除の意義	586	㊦24-12	財形年金貯蓄契約に基づいて払い込まれた保険料等の 生命保険料控除、地震保険料控除	616
㊦23-11	持家として取得する要件	586			
㊦23-12	住宅取得のための払出方法	587			
㊦23-13	非課税扱いを受けるための手続	588	<b>第25 勤労者財産形成給付金・基金制度</b>		<b>617</b>
㊦23-14	最高限度額方式による申込書	588	㊦25-1	勤労者財産形成給付金制度のあらまし	617
㊦23-15	転勤の場合の勤務先異動申告書	589	㊦25-2	勤労者財産形成給付金契約の意義	617
㊦23-16	財形住宅貯蓄等の転職継続予定通知書	590	㊦25-3	勤労者財産形成基金制度のあらまし	618
㊦23-17	合併があった場合の異動申告書の提出	591	㊦25-4	勤労者財産形成基金契約の意義	618
㊦23-18	財形住宅貯蓄非課税制度の海外転勤者に対する継続適用	592	㊦25-5	事業主が拠出した信託金等	619
㊦23-19	海外の大学に留学するために出国した場合の手続	594	㊦25-6	財産形成給付金等に対する課税上の特例	620
㊦23-20	財形住宅貯蓄非課税制度の育児休業者に対する継続適用	595	㊦25-7	勤労者に該当しない者に対し財形給付金契約を締結して 負担した掛金	620
㊦23-21	転職の場合の勤務先異動申告書	596			
㊦23-22	退職した場合の非課税扱い	597	<b>第26 配当所得の範囲</b>		<b>622</b>
㊦23-23	定年後、嘱託として再雇用した場合の非課税の適用	598	㊦26-1	配当所得のあらまし	622
㊦23-24	要件外の払出し	599	㊦26-2	利益の配当の意義	623
㊦23-25	財形住宅貯蓄の目的外払出しが認められる災害等の事由	602	㊦26-3	基金利息の意義	623
㊦23-26	廃止申告書	603	㊦26-4	人格のない社団等からの分配金	624
<b>第24 勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度</b>		<b>604</b>	㊦26-5	協同組合等の事業分量配当金	624
㊦24-1	財産形成年金貯蓄非課税制度のあらまし	604	㊦26-6	事業分量配当金のうち損金に算入されない部分	625
㊦24-2	制度の対象となる者	605	㊦26-7	企業組合等の分配金	626
㊦24-3	非課税限度額	605	㊦26-8	投資信託等の課税の概要	627
㊦24-4	財形年金貯蓄契約の意義	606	㊦26-9	非課税とされる収益調整金の意義	628
㊦24-5	非課税の対象となる貯蓄の範囲	607	㊦26-10	みなし配当と株式等の譲渡所得等	628
㊦24-6	非課税の対象となる利子等の範囲	607	㊦26-11	資本金等の額	629
㊦24-7	非課税扱いを受けるための手続（積立段階）	609	㊦26-12	自己株式の取得とみなし配当	631
㊦24-8	非課税扱いを受けるための手続（積立終了後）	610	㊦26-13	供託した場合のみなし配当に係る源泉所得税の納期限	632
㊦24-9	非課税扱いの受けられない事由	613	㊦26-14	相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例（1）	633

㊦26-15	相続した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例（2）	634	㊦27-17	上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例	654
㊦26-16	合資会社の無限責任社員が死亡退社した場合の 出資持分払戻金	635	<b>&lt;配当に係る告知・本人確認&gt;</b>		
㊦26-17	法人の清算分配金	635	㊦27-18	配当等の受領者の告知	655
㊦26-18	全部取得条項付種類株式の取得の対価として 子会社株式が交付された場合	636	㊦27-19	みなし告知（振込により継続的に受領する場合）	656
㊦26-19	組織変更に伴い株式以外の資産の交付を受けた場合	637	㊦27-20	みなし告知（同一銘柄の株式等を買増しする場合）	656
㊦26-20	株主優待入場券等	638	㊦27-21	公共法人等の告知義務	657
<b>第27 配当所得の源泉徴収 ―国外株式の配当等を除く―</b>			㊦27-22	源泉分離課税等を選択した配当等の告知	657
㊦27-1	配当所得についての源泉徴収の特例	639	㊦27-23	確定申告を要しない配当の告知	658
㊦27-2	配当所得の支払を受けるべき日	641	<b>第28 国外発行の公社債等の利子及び株式の配当等に対する     源泉徴収制度</b>		
㊦27-3	自己株に対する配当	642	㊦28-1	国外発行の公社債等の利子に対する課税のあらまし	659
㊦27-4	非課税法人が質権者である会社の配当金	643	㊦28-2	適用対象とされる国外公社債等の範囲	659
㊦27-5	信託財産に属する株式配当等	643	㊦28-3	アジア開発銀行等の源泉徴収義務が免除されている 法人の発行する債券の利子	660
㊦27-6	配当金が1年以上未払となっている場合の所得税の 納付期限	644	㊦28-4	源泉徴収の対象とならない国外公社債等の利子等	660
㊦27-7	配当金に対する税額算出の簡便法	644	㊦28-5	国外発行の株式の配当金に対する課税のあらまし	661
㊦27-8	未払配当金を社内留保した場合の源泉徴収	645	㊦28-6	国外発行の投資信託等の収益の分配に対する課税の あらまし	662
㊦27-9	株主が株主名簿閉鎖後決算確定時までに死亡した場合の 所得者	646	㊦28-7	利子等を外貨で交付する場合の邦貨換算	663
㊦27-10	年10万円以下の配当金はいく口もある場合の申告	646	㊦28-8	配当等を外貨で交付する場合の邦貨換算	663
㊦27-11	申告済の配当所得の修正	647	㊦28-9	利子等を邦貨に換算した上で交付する場合の源泉徴収	664
<b>&lt;上場株式等に係る配当所得の課税の特例&gt;</b>			㊦28-10	配当等を邦貨に換算した上で交付する場合の源泉徴収	664
㊦27-12	上場株式等に係る配当所得の課税の特例のあらまし	647	㊦28-11	単独運用信託に係る国外公社債の利子	665
㊦27-13	上場株式等の範囲	649	㊦28-12	外国所得税がある場合の源泉徴収の額	665
㊦27-14	源泉徴収義務者となる「支払の取扱者」	651	㊦28-13	みなし外国税額控除が適用される場合の外国所得税額 の控除	666
㊦27-15	特定口座内の配当に対する源泉徴収の選択	652	㊦28-14	利子に対して軽減税率を超えて源泉徴収された 外国所得税額の控除	667
㊦27-16	源泉徴収選択口座内の上場株式の配当に係る 申告不要制度	653	㊦28-15	配当に対して軽減税率を超えて源泉徴収された	

外国所得税額の控除	668
㊦28-16 金融機関等が支払を受ける利子等の源泉徴収不適用	668
㊦28-17 源泉徴収不適用申告書の保存	669
<b>第29 少額投資非課税制度（NISA）</b>	<b>670</b>
㊦29-1 少額投資非課税制度（NISA）のあらまし	670
㊦29-2 非課税扱いの対象となる配当等	672
㊦29-3 少額投資非課税制度を利用するための手続	673
㊦29-4 「基準日における国内の住所を証する書類」の内容	674
㊦29-5 非課税口座の申込み金融商品取引業者等	675
㊦29-6 非課税口座を複数の金融機関に申込みを行った場合	676
㊦29-7 非課税口座の変更	677
㊦29-8 非課税口座の廃止	678
㊦29-9 非課税未使用枠の繰越しの可否	679
㊦29-10 非課税枠に残りがある場合の買付け	680
㊦29-11 非課税期間が終了した場合の取扱い	680
㊦29-12 非課税口座内の株式譲渡損失の取扱い	681
㊦29-13 非課税口座を開設している居住者が非居住者となる 場合の特例	681
㊦29-14 非課税口座開設者が死亡した場合の手続	682
㊦29-15 配当金等を非課税とするための手続	683
㊦29-16 累積投資契約に係る少額投資非課税制度 （つみたてNISA）のあらまし	684
㊦29-17 非課税累積投資契約の内容	685
㊦29-18 未成年者少額投資非課税制度 （ジュニアNISA）のあらまし	686
㊦29-19 払出制限について要件違反があった場合	688
㊦29-20 特定非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度 （新NISA）のあらまし	689

<b>第30 株式等の譲渡益</b>	<b>691</b>
㊦30-1 株式等の譲渡益に対する申告分離課税のあらまし	691
㊦30-2 申告分離課税の対象となる一般株式等	692
㊦30-3 株式累積投資制度により取得した株式持分の譲渡	693
㊦30-4 ADR（米国預託証券）の譲渡による所得	693
㊦30-5 信用取引の場合の譲渡益の計算	694
㊦30-6 破産財団を通じて株式をその発行会社に譲渡した 場合の課税関係	695
<b>&lt;特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得の源泉徴収制度&gt;</b>	
㊦30-7 「特定口座」の意義	696
㊦30-8 特定口座の開設等の手続	697
㊦30-9 特定口座制度の対象とされる上場株式等の範囲	698
㊦30-10 従業員持株会を通じて取得した譲渡制限付株式に係る 譲渡制限解除後の特定口座への受入れ	699
㊦30-11 特定口座制度の対象とされる「譲渡」の範囲	700
㊦30-12 特定口座内上場株式の譲渡と源泉徴収の選択	701
㊦30-13 源泉徴収を行う場合の「調整所得金額」	702
㊦30-14 上場株式等の譲渡損と配当との損益通算	704
㊦30-15 特定口座年間取引報告書	704
<b>第31 償還差益の源泉徴収</b>	<b>706</b>
㊦31-1 割引債の償還差益に対する源泉徴収のあらまし （平成27年までの発行分）	706
㊦31-2 割引債の償還差益に対する源泉徴収のあらまし （平成28年以後の発行分）	707
㊦31-3 償還差益が源泉徴収の対象となる割引債の範囲	708
㊦31-4 法人が受ける償還差益についての税額精算	709
㊦31-5 非課税法人に対する償還差益に係る税額の還付	710
㊦31-6 償還差益について源泉徴収の対象とされる内国法人の 範囲（平成28年以後の発行分）	712

## 第32 報酬、料金等に対する源泉徴収 ..... 714

## &lt;共通事項&gt;

32-1	報酬、料金等の源泉徴収義務者	714
32-2	個人の源泉徴収義務の判定日	715
32-3	源泉徴収を要する報酬、料金等の範囲と税率	716
32-4	二段階税率を適用する限度額の判定	723
32-5	報酬、料金の二段階税率の適用	724
32-6	基礎控除方式が適用される報酬、料金等	725
32-7	人格のない社団等の見分け方	726
32-8	報酬、料金等を物で支払う場合の源泉徴収	726
32-9	外国法人のために立替払する弁護士報酬	727
32-10	請求書に消費税等の記載がある場合の源泉徴収	728
32-11	領収書に消費税額等を記載する場合の源泉徴収	728
32-12	消費税等の対象となる報酬・料金を支払った場合の 支払調書	729

## &lt;204条1項1号関係&gt;

32-13	取材費	730
32-14	口述料	730
32-15	校閲の報酬	730
32-16	雑誌に掲載することを目的とする座談会の報酬	731
32-17	文、詩、歌等の入選賞金	731
32-18	懸賞小説の入賞賞金	732
32-19	従業員から募集した論文の懸賞金	733
32-20	美術展示の借用料	733
32-21	試験問題の出題料、採点料	734
32-22	講師に支払う交通費	734
32-23	講演料等の税引手取額による支払	734
32-24	録音機による再生音の速記料	736
32-25	要約筆記の報酬	736

32-26	書家に支払う卒業証書の氏名書き料	736
32-27	書家に支払う商品ラベル題字料	737
32-28	サークル活動の実技指導の講師謝金	737
32-29	カルチャーセンター等の実技講座の講師謝礼	738
32-30	実技指導の講師が報酬とは別に受領する材料費等の実費	739
32-31	講師料とアシスタント料の一括支払い	739
32-32	写真コンテストの賞金	740
32-33	雑誌に掲載するための写真の報酬	740
32-34	デザインの範囲	741
32-35	装飾等の請負の対価に含まれるデザインの報酬	742
32-36	標章の入選賞金	742
32-37	テロップ代金	743
32-38	スタイリスト料及びヘアメイク料	743
32-39	コピーライター、イラストレーター及びレタリング ライターへの報酬	744
32-40	職務発明に係る対価	744
32-41	使用者原始帰属制度により職務発明者に支払う補償金	745
32-42	手話通訳の報酬	746

## &lt;204条1項2号関係&gt;

32-43	筆跡鑑定 of 報酬と源泉徴収	747
32-44	弁護士等に対する報酬の範囲	747
32-45	破産管財人報酬	748
32-46	弁護士に支払う旅費相当額	749
32-47	支払者が負担する弁護士報酬の課税漏れ税額	749
32-48	法人組織の会計士事務所支払う報酬	751
32-49	政治資金の監査等業務に対する報酬	751
32-50	税理士に支払う不動産売買の紹介料	753
32-51	労働保険事務組合が社会保険労務士に支払う報酬	753
32-52	司法書士等の報酬についての1回の支払金額の意味	754
32-53	司法書士等を通じて支払う印紙代、手数料等	754

圃32-54	司法書士に支払う報酬の手取計算	755
圃32-55	測量士の資格のない測量業者に支払う報酬	756
圃32-56	建築士の報酬の範囲	756
圃32-57	建築等の請負代金に設計料等を含む場合の源泉徴収	757
圃32-58	建築代理士の範囲	757
圃32-59	建築士等の資格を有しない者に支払う建築資材の 数量積算報酬	758
圃32-60	技術士の範囲	758
圃32-61	ソフトウェアを作成する報酬	759
圃32-62	経営コンサルタント等に支払う報酬	760
圃32-63	セールスマンを指導するリーダーに対して支払う手当	760
<204条1項4号関係>		
圃32-64	プロ野球選手に対するサイン会の報酬	761
圃32-65	ゴルフ大会の優勝プロゴルファーに協賛者が贈呈する 乗用車	761
圃32-66	プロサッカー、プロテニスの選手及び自動車レーサーの 業務に関する報酬	762
圃32-67	プロサッカー及びプロテニスの選手の範囲	763
圃32-68	プロゴルファーに支払うスポンサー契約金	763
圃32-69	自動車レーサーの範囲	764
圃32-70	販売成績の優秀なセールスマンに支払う賞金	764
圃32-71	外交員の報酬に該当するかどうかの判定	765
圃32-72	紹介あっせん料	765
圃32-73	自動車の販売手数料	766
圃32-74	特約店のセールスマンに取扱数量に応じて支払う謝礼	767
圃32-75	成績に応じて増減する固定給	767
圃32-76	月の途中で就職した外交員についての基礎控除の適用	768
圃32-77	集金人に月2回支払う報酬についての源泉徴収	768
圃32-78	保険外交員に支払う賞与と支部長又は団長に支払う督励費	769
圃32-79	広告写真の掲載料	770

圃32-80	舞妓さんのモデル料	771
圃32-81	常時デパートに出入りするモデルの報酬	771
<204条1項5号関係>		
圃32-82	音楽コンクールの審査料	772
圃32-83	芸妓等の料理屋における出演の報酬	772
圃32-84	旅館において行われる郷土芸能の出演報酬	773
圃32-85	旅館において芸能人の役務提供を受けた場合の対価	773
圃32-86	芸能人の役務の提供に関する報酬又は料金の範囲	774
圃32-87	芸能人の出演のための旅行、宿泊等の費用負担	775
圃32-88	個人の源泉徴収免除証明書の交付申請	775
圃32-89	劇団等に一括して支払う出演料	776
圃32-90	一括して支払う出演料	777
圃32-91	「芸能人の役務に関する報酬」の範囲	777
圃32-92	臨時に編成した楽団に対する出演料	778
圃32-93	動物の出演の対価	779
圃32-94	映画のエキストラの出演者日当	779
圃32-95	テレビ出演者のためのスタイリスト、ヘアメイクの報酬	780
圃32-96	一般人のテレビ出演料	780
圃32-97	クイズ放送等の出演者に支払う賞金	781
圃32-98	イベントの司会の報酬	782
<204条1項6号関係>		
圃32-99	ホステス等の報酬	782
圃32-100	自由出勤するホステスに対する報酬	783
圃32-101	他店のホステスを引き抜いた対価	784
圃32-102	ホステスの衣裳代負担による経済的利益	784
圃32-103	コンパニオンの派遣業者に支払う報酬・料金	785
圃32-104	ホテルを通じて支払うコンパニオンの派遣の対価	785
圃32-105	バンケットホステス等に支払う交通費、衣裳代等	786
圃32-106	飲食を伴わないイベントの役務提供も行う バンケットホステスの報酬	786



○32-107	OLや学生等のアルバイト・コンパニオンに 支払う報酬	787	○33-9	病気で高度の障害となり死亡した場合の保険金の額が 満期保険金の1倍を超える養老保険	801
○32-108	配膳人に支払う報酬	787	○33-10	生命保険契約に基づく年金に対する源泉徴収の方法	802
○32-109	仲居に支払う報酬	788	○33-11	相続等に係る保険年金	803
○32-110	ホテル等がコンパニオン等に報酬を支払った場合の 源泉徴収義務	788	○33-12	外貨建の年金が年に複数回支払われる場合の為替レート	803
<b>&lt;204条1項7号関係&gt;</b>			○33-13	懸賞金付定期預金の懸賞金	804
○32-111	ホステスの契約金の課税の時期	789	○33-14	懸賞金等として金銭以外のものを交付する懸賞金付 預貯金等	805
○32-112	技術者の引抜料	790	○33-15	匿名組合の利益分配金に対する源泉徴収	806
○32-113	仕度金と就職に伴う転居費用との関係	790	○33-16	途中で脱退した匿名組合員に対し出資の償還を時価で 行った場合	806
○32-114	販売員に対し引抜き防止のために支給した慰留金	791	○33-17	匿名組合契約に基づく利益の分配金額の支払を留保した 場合の源泉徴収の要否	807
<b>&lt;204条1項8号関係&gt;</b>			<b>第34 外国人等に対する源泉徴収</b>	<b>809</b>	
○32-115	源泉徴収を要する広告宣伝の賞金品等の範囲	792	<b>&lt;共通事項&gt;</b>		
○32-116	賞品の評価方法	793	○34-1	源泉徴収を要する国内源泉所得	809
○32-117	賞金に対する源泉徴収税額の計算方法	794	○34-2	外貨表示の支払金額から徴収する税額の計算	813
○32-118	賞品に対する税額を支払者が負担する場合の計算方法	794	○34-3	日本に支店等のある外国法人が源泉所得税の免除を 受けるための手続	814
○32-119	当選者に旅行をさせる場合の源泉徴収	795	○34-4	非居住者が源泉所得税の免除を受けるための手続	815
<b>第33 金融類似商品に係る収益・生命保険契約等の年金に対する 源泉徴収</b>	<b>796</b>		○34-5	源泉所得税の免除対象となる国内源泉所得	819
○33-1	金融類似商品の収益に対する課税のあらまし	796	○34-6	源泉所得税の免除を受ける外国法人の要件	820
○33-2	掛金の支払遅延利息等がある場合の給付補填金の計算	797	○34-7	源泉徴収の免除を受ける非居住者の要件	820
○33-3	外貨預金の預入れの日の邦貨換算	797	○34-8	開業等の届出書未提出の外国法人に対する源泉徴収 免除規定の適用	821
○33-4	外貨投資口座を中途解約した場合の邦貨換算額	798	<b>&lt;4号所得（組合契約事業から生ずる利益）関係&gt;</b>		
○33-5	確定年金保険契約を解約した場合	798	○34-9	民法組合の外国組合員が受ける分配金	822
○33-6	変額個人年金保険の据置期間中に定期的に支払われる 引出金	799	○34-10	外国組合員に対する課税の特例	823
○33-7	一時払に準ずる保険料の払込方法	799	<b>&lt;5号所得（土地等の譲渡の対価）関係&gt;</b>		
○33-8	死亡保険金等の額が変動することとなっている場合の 保障倍率の判定	800			

㊦34-11 非居住者の土地等の譲渡による所得に対する源泉徴収……………	824	租税特別措置法第8条の規定の適用関係……………	841
㊦34-12 源泉徴収の対象となる土地等の範囲……………	825	<10号所得（貸付金の利子）関係>	
㊦34-13 非居住者の土地等の交換……………	825	㊦34-33 外国法人に支払う借入金の利子……………	841
㊦34-14 居住の用に供する目的で購入したかどうかの判定……………	826	㊦34-34 貸付金に準ずるもの……………	842
㊦34-15 譲り受けた土地等を店舗併用住宅として供する場合の 源泉徴収の要否……………	827	㊦34-35 外国で取得した建物に係る借入金の利子……………	842
㊦34-16 土地等を夫婦共有で譲り受けた場合等の源泉徴収の 要否（共有取引の場合の「1億円以下」の判定）……………	828	㊦34-36 米国法人が支払う輸入代金の前受金に対する利子……………	843
㊦34-17 外国法人日本支店から土地等を譲り受けた場合の 源泉徴収……………	828	㊦34-37 グループ各社の福利厚生業務を行う法人に対する預託金……………	843
㊦34-18 土地等を譲渡した非居住者が引渡し前に居住者に なった場合の源泉徴収……………	829	㊦34-38 非居住者に支払うアレンジメントフィー……………	844
<6号所得（人的役務の提供の対価）関係>		㊦34-39 延払債権のうち利子計算期間が6か月以内の部分に 係る利子……………	845
㊦34-19 人的役務の提供を主たる内容とする事業の範囲……………	830	㊦34-40 輸出代金の期日前決済に係る未経過利子相当額……………	846
㊦34-20 アフターサービスに対する報酬……………	831	㊦34-41 非居住者に支払う延払利子に対する源泉徴収……………	847
㊦34-21 コンピュータ保守契約に基づく対価……………	832	㊦34-42 外国相互間の取引に係るユーザンス金利……………	848
㊦34-22 情報処理サービスの対価と源泉徴収……………	832	㊦34-43 金融機関の貸出債権に係るローン・パーティシペーション……………	849
㊦34-23 芸能人に対して支払う報酬に対する源泉徴収の方法……………	834	㊦34-44 借入金の保証料……………	850
㊦34-24 人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者の 源泉所得税の精算……………	835	㊦34-45 CP（コマーシャルペーパー）の譲渡、償還による所得……………	850
㊦34-25 カーレースの車体広告料……………	836	㊦34-46 金利スワップ契約に基づき外国法人に支払う金員……………	851
<7号所得（不動産等の賃貸料等）関係>		㊦34-47 レポ取引による差益……………	851
㊦34-26 外国法人所有ビルの部屋代……………	837	㊦34-48 フェイルチャージの取扱い……………	852
㊦34-27 個人が外国人に支払う家賃……………	838	<11号所得（著作権の使用料等）関係>	
㊦34-28 国外払の不動産の賃借料……………	838	㊦34-49 外国人に支払う著作権の使用料……………	853
㊦34-29 船舶の貸付けによる対価についての源泉徴収……………	839	㊦34-50 特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの……………	853
<8・9号所得（預金等の利子・株式配当等）関係>		㊦34-51 植物の種子（原種）の使用料……………	854
㊦34-30 外国勤務となった者の社内預金利子……………	840	㊦34-52 情報の提供の対価……………	855
㊦34-31 非居住者が購入した円建外債の利子……………	840	㊦34-53 ファッションに関する情報提供料……………	855
㊦34-32 邦銀の海外支店が支払を受ける預金利子に対する		㊦34-54 非居住者に支払う翻訳料……………	856
		㊦34-55 技術援助契約に基づく頭金……………	856
		㊦34-56 技術援助契約に基づき派遣された技術者の渡航費等……………	857
		㊦34-57 衣装の対価とデザイン料……………	857
		㊦34-58 図面、型紙、見本等の提供を受けた場合の対価……………	858

㊦34-59	設計料	859	㊦34-85	外国子会社に出向した社員の国内勤務給与	880
㊦34-60	非居住者に支払う職務発明の対価	860	㊦34-86	外国払の給与	881
㊦34-61	技術の現物出資	861	㊦34-87	給与の計算期間の途中で非居住者となった者に 対する給与	882
㊦34-62	特許権の侵害をめぐる和解金	861	㊦34-88	出国後にベースアップの差額を遡及して支払う場合の 国内源泉所得	883
㊦34-63	不正競争防止法に基づく損害賠償金	862	㊦34-89	出国後に期末手当を支給する場合の国内源泉所得の計算	884
㊦34-64	外国の工場で提供を受けるノウハウの使用料	863	㊦34-90	有給休暇を利用して永住帰国した外国人社員に支払う 有給休暇期間中の給与	885
㊦34-65	先行開示契約の対価	863	㊦34-91	非居住者に支払う賞与の税額の手取計算	886
㊦34-66	独占的販売権を受けることを条件に支払う研究開発の 助成金	865	㊦34-92	計算期間の途中で非居住者が居住者となった場合の給与	887
㊦34-67	データベースの提供の対価	866	㊦34-93	帰国直後に支払を受ける賞与	887
㊦34-68	設計検証ソフトウェアの対価	867	㊦34-94	帰国した外国人社員の住民税	888
㊦34-69	機械の使用料	868	㊦34-95	現地雇用した外国人漁船員に支払う給与	888
㊦34-70	コンテナの賃借料	869	㊦34-96	チャーターボーナス	889
㊦34-71	美術工芸品や古代の遺物の賃借料	870	㊦34-97	非居住者に対する現物給与	891
㊦34-72	現物で支払う使用料	870	㊦34-98	公的年金等に対する源泉徴収	892
㊦34-73	使用料の支払が遅延した場合の利息	871	㊦34-99	海外勤務期間に係る公的年金等の額に対する源泉徴収	892
<b>&lt;12号所得（人的役務の対価）関係&gt;</b>			㊦34-100	公的年金の改訂差額に対する源泉徴収税額の計算	893
㊦34-74	外国人技術者に支払う報酬	871	㊦34-101	非居住者である非常勤役員の退職金	894
㊦34-75	外国人弁護士に支払う報酬	872	㊦34-102	海外勤務者の退職所得の課税年分	896
㊦34-76	外国の芸能人に支払う出演料	873	㊦34-103	非居住者であった期間に退職した者が帰国後に 退職金の改訂差額の支給を受けた場合の課税	897
㊦34-77	国内及び国外の双方にわたって行われた公演に 参加した芸能人の国内源泉所得の計算	873	<b>第35 租税条約関係</b>		<b>898</b>
㊦34-78	米国人法入との専業モデル提供契約	874	<b>&lt;共通事項&gt;</b>		
㊦34-79	外国人プロテニス選手の賞金等	875	㊦35-1	租税条約の適用があるかどうかの判定	898
㊦34-80	外国人教授のために負担する旅費、滞在費	876	㊦35-2	届出書の様式	898
㊦34-81	外国に居住する非常勤の外国人役員に支払う報酬	877	㊦35-3	届出書の提出方法	905
㊦34-82	役員で海外支店長を兼ねる者に支払う給与	878	㊦35-4	租税条約の届出書の異動届	905
㊦34-83	国内で支払う留守宅手当	879			
㊦34-84	国外において常時使用人として勤務する役員に 支払われる賞与	879			

㊦35-5	特典条項の適用手続	906	㊦35-32	英国の弁護士に支払う報酬	933
㊦35-6	特典条項条約届出書の有効期間	910	㊦35-33	日英租税条約上の運動家と自動車レースのレーサー	934
㊦35-7	特典条項の対象とされない所得	911	㊦35-34	交換教授免税の要件	934
㊦35-8	届出書の代理提出	912	㊦35-35	交換教授免税の滞在期間	936
㊦35-9	相互協議の申請	912	㊦35-36	中国人留学生に支払う給与	936
㊦35-10	届出書の提出がない場合の条約の適用	913	㊦35-37	非居住者がみなし退職所得を受ける場合の 租税条約の適用	937
㊦35-11	届出書を提出していなかった場合の還付請求	913			
㊦35-12	香港に適用される租税条約	914	<その他>		
㊦35-13	日台民間租税取決め	914	㊦35-38	免税芸能法人等に支払う芸能人の役務提供事業の報酬	938
㊦35-14	合同会社の利益の配当に係る日米租税条約の適用	916	㊦35-39	文化交流計画による免税手続	940
<著作権等の使用料>			㊦35-40	米国人法人に対する航空機（裸用機）のリース料	941
㊦35-15	スウェーデン法人に支払う特許権の譲渡対価	918	㊦35-41	カナダ法人に支払う航空機の裸用機料	941
㊦35-16	使用料条項の適用対象となる受益者	919	㊦35-42	英国法人の日本支店に支払う配当	942
㊦35-17	国外で使用されるパテント等の使用料	919	㊦35-43	功績表彰金に対する租税条約の適用	942
㊦35-18	インド法人に支払うプラント設計監理の対価	921			
㊦35-19	日米租税条約第12条に規定する導管取引	922	第36 復興特別所得税関係（平成25年分以後）	944	
㊦35-20	イタリア法人に支払うコンテナの使用料	923	㊦36-1	復興特別所得税のあらまし	944
㊦35-21	米国LLCの構成員の所得とされる著作権の使用料	923	㊦36-2	復興特別所得税の源泉徴収のあらまし	946
<人的役務の提供対価>			㊦36-3	納付税額の端数処理	948
㊦35-22	米国居住者である非常勤役員に支払う役員報酬	924	㊦36-4	復興特別所得税の年末調整	948
㊦35-23	日英租税条約第15条に規定する「役員報酬」の範囲	925	㊦36-5	退職所得に対する復興特別所得税	949
㊦35-24	米国居住者に支給する公的年金等	926	㊦36-6	税引手取額からのグロスアップ計算	950
㊦35-25	短期滞在者免税の要件とされる滞在日数の計算	927	㊦36-7	還付請求	951
㊦35-26	日米租税条約における短期滞在者免税の滞在日数要件	928	㊦36-8	租税条約に基づく限度税率の適用	951
㊦35-27	短期滞在者免税の適用を受けていた者の滞在期間が183日 を超えた場合	928	㊦36-9	限度税率を適用した場合の納付書	951
㊦35-28	非居住者のストックオプション行使	930	㊦36-10	外国居住者等所得相互免除法に基づく所得税の軽減適用	952
㊦35-29	米国に出張させた社員に対する米国の課税	930	㊦36-11	法定調書の記載	952
㊦35-30	日本語学校等に通う外国人就学生のアルバイト給与	931			
㊦35-31	米国の自由職業者に支払う報酬	932	第37 納付	954	
			㊦37-1	所得税の源泉徴収をする支払者	954

㊦37-2	源泉所得税の納税地	954	㊦39-3	不納付加算税の軽減	981
㊦37-3	源泉所得税の本社での一括納付	957	㊦39-4	不納付加算税の不適用	982
㊦37-4	源泉徴収の時期となる「支払の際」	957	㊦39-5	重加算税の徴収	983
㊦37-5	支払者が徴収された税金の求償	958	㊦39-6	還付加算金	985
㊦37-6	支払者が源泉徴収税額を負担した場合の税額	958			
㊦37-7	清算の終了した法人が納付しなかった所得税	959	<b>第40 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）</b>		<b>987</b>
㊦37-8	納期の特例	959	㊦40-1	マイナンバー制度のあらまし	987
㊦37-9	給与等の支払を受ける者が常時10人未満であるかどうかの判定	960	㊦40-2	番号制度導入による税務手続の変更	988
㊦37-10	納期の特例の適用を受けるための手続	960	㊦40-3	番号の記載のない書類の提出	989
㊦37-11	納付期限日が休日の場合の納付期限	961	㊦40-4	番号提供猶予期間のある法定調書	990
㊦37-12	源泉徴収税額の端数計算	961	㊦40-5	本人に交付する源泉徴収票等	990
㊦37-13	利子等に対する所得税と地方税の端数計算	963	㊦40-6	本人確認の方法	991
㊦37-14	源泉徴収税額の納付書	963	㊦40-7	従業員の本人確認	992
<b>第38 災害被害者に対する救済</b>		<b>965</b>	㊦40-8	代理人が提出する場合の本人確認	993
㊦38-1	給与と所得者が災害を受けた場合の救済のあらまし	965	㊦40-9	源泉控除対象配偶者等の本人確認	993
㊦38-2	源泉徴収義務者が災害を受けた場合の救済のあらまし	965	㊦40-10	年末関係書類のうち個人番号の記載を要しない書類	994
㊦38-3	納税の猶予の要件	967	㊦40-11	扶養控除等申告書で個人番号の記載を省略できる場合	994
㊦38-4	納期限の延長	968	㊦40-12	扶養控除等申告書の個人番号欄の記載	995
㊦38-5	給与と所得者が災害を受けた場合のその翌年の徴収猶予の概要と申請の手続	970	㊦40-13	退社した従業員の個人番号の保管	996
㊦38-6	災害を受けた場合の所得税の軽減免除	972	㊦40-14	法人番号の指定	996
㊦38-7	災害により被害を受けた場合の雑損控除	972	㊦40-15	法人番号の公表	997
㊦38-8	災害減免と雑損控除	974	<b>第41 支払調書等</b>		<b>999</b>
㊦38-9	東日本大震災の被災者に対する特例	975	㊦41-1	支払調書等の種類とその提出期限	999
<b>第39 延滞税、加算税、還付加算金</b>		<b>979</b>	㊦41-2	支払調書等の提出不要限度額	1002
㊦39-1	不納付加算税、延滞税のあらまし	979	㊦41-3	支払調書等の交付	1006
㊦39-2	基本税額が少額な場合の延滞税の切捨計算	981	㊦41-4	共有している不動産の使用料に係る支払調書の作成	1006
			㊦41-5	不動産の賃借料を管理会社へ支払っている場合	1007
			㊦41-6	年の途中で法人成りをした場合の法定調書の提出	1008
			㊦41-7	所得税に関するもの以外の法定調書	1008

㊦41-8	国外証券移管等調書制度のあらまし	1009
㊦41-9	支払調書等を光ディスク等により提出する場合の手続	1011
<b>第42</b>	<b>確定申告その他</b>	<b>1013</b>
㊦42-1	源泉所得税と申告納税との関係	1013
㊦42-2	給与所得者で確定申告の義務がある者	1014
㊦42-3	日額表丙欄適用者の確定申告義務	1018
㊦42-4	一時所得がある場合の確定申告義務	1018
㊦42-5	申告しなかった上場株式等の配当等を修正申告により 申告することの可否	1020
㊦42-6	給与所得者が申告をする方が有利な場合の事例	1021
㊦42-7	還付等を受けるための申告の期限	1022
㊦42-8	確定申告書への添付不要書類	1023
㊦42-9	中途退職者の税額の精算	1024
㊦42-10	還付等を受けるための申告における源泉徴収税額	1025
㊦42-11	配当控除の対象とされる配当所得	1025
㊦42-12	配当控除の計算	1027
㊦42-13	海外で納付した所得税相当額の控除を受ける手続	1029
㊦42-14	非居住者の退職所得選択課税	1030
㊦42-15	年の途中で非居住者となった場合の申告	1031
㊦42-16	新たに給与の支払を始めた場合の届出	1032
㊦42-17	給与の支払を廃止した場合の届出	1033
<参考1>	租税条約の源泉徴収関係の特例（例示）	1034
<参考2>	我が国が締結した租税条約（既に発効しているもの 又は既に署名をしているもので今後発効が予定されて いるもの）	1038

## 凡 例

1	回答末尾に付した参照事項においては、次の略称を使用しています。
法	所得税法
令	所得税法施行令
規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
通則法	国税通則法
通則法令	国税通則法施行令
通則法規	国税通則法施行規則
通則基通	国税通則法基本通達
財形法	勤労者財産形成促進法
財形法令	勤労者財産形成促進法施行令
財形法規	勤労者財産形成促進法施行規則
実施法律	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
実施省令	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令
外国居住者等所得相互免除法	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災免法令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に関する政令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
復興特別所得税令	復興特別所得税に関する政令

国送金法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
国送金法令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令
国送金法規	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
番号法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令
番号法規	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
措通	租税特別措置法関係通達（所得税法編）
平7課法8-1	国税庁長官通達年度、通達番号等

2 本書の回答は、令和4年9月1日現在の法令、通達によっております。

## 第1 所得税の源泉徴収のあらまし

### 問1-1 所得税の源泉徴収の意義

所得税の源泉徴収とは、どのようなことをいうのですか。

**答** 所得税の源泉徴収とは、給与や退職手当、利子、配当等、報酬・料金など所得税の源泉徴収の対象となる特定の所得を支払う際に、その支払をする者がその支払う金額のうちから所定の所得税を差し引く（天引き）方法によって徴収し、その徴収した所得税を一定の期限までに国に納付することをいいます。

なお、この所得税を徴収して国に納付する義務を負う者を源泉徴収義務者（法6）と呼び、その徴収して国に納付する所得税を源泉徴収に係る所得税または源泉所得税などと呼んでいます。

（注）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています（第36参照）。

### 問1-2 源泉徴収の対象となる所得

所得税の源泉徴収の対象となる所得には、どのようなものがありますか。

**答** 所得税の源泉徴収の対象となる所得には、次のものがあります。

- (1) 居住者（国内に住所又は1年以上の居所のある人をいいます。）に支払う次の所得
- ① 利子等
  - ② 配当等

- ③ 給与等
  - ④ 退職手当等
  - ⑤ 公的年金等
  - ⑥ 報酬、料金等
  - ⑦ 保険業法に規定する生命保険会社、損害保険会社等と締結した保険契約に基づく年金
  - ⑧ 定期積金の給付補填金等
  - ⑨ 匿名組合契約に基づく利益の分配
  - ⑩ 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等
  - ⑪ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
  - ⑫ 割引債の償還差益等
- (2) 内国法人（国内に本店又は主たる事業所のある法人をいいます。）に支払う次の所得
- ① 利子等
  - ② 配当等
  - ③ 定期積金の給付補填金等
  - ④ 匿名組合契約等に基づく利益の配当
  - ⑤ 馬主が受ける競馬の賞金
  - ⑥ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
  - ⑦ 割引債の償還差益等
- (3) 非居住者（居住者でない人をいいます。）に支払う特定の国内源泉所得（この範囲については、第34 参照）
- (4) 外国法人（内国法人でない法人をいいます。）に支払う特定の国内源泉所得（この範囲については、第34 参照）
- (5) 人格のない社団又は財団に支払う特定の所得（その社団又は財団が、国内に本店又は主たる事務所をもっているものであれば、(2)に掲げるもの、そうでないものであれば、(4)に掲げるもの）

### 問1-3 源泉徴収税額の徴収の時期とその納付期限

所得税を源泉徴収する時期はいつですか。また、源泉徴収した税額はいつまでに納付すればよいのですか。

**答** 所得税を源泉徴収する時期は、源泉徴収の対象となる所得を「支払う際」とされています。

したがって、支払うことが定まっても、現実に支払が行われるまでは、源泉徴収をする必要はありませんが、支払が行われるときは、所定の所得税を差し引いて、その残額をその支払を受ける人に交付することになります。

ただし、例外として、配当等（投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。）や法人の役員に対する賞与等については、その支払うことが確定してから1年を経過してもなお支払が行われないときは、その1年を経過した日において支払が行われたものとみなされ、所得税を源泉徴収することになっています（法181②、183②）。

源泉徴収した税額は、原則として、その支払が行われた日の翌月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日であるときは、その休日明けの日）までに納付すればよいことになっています。

例えば、今月の25日に月給を支払った場合には、その月給から徴収した所得税額は、翌月の10日までに納付することになります。

ただし、この納付期限については、問34-85及び問37-8の特例があります。

### 問1-4 源泉徴収税額の納付方法

源泉徴収した所得税を国に納付するには、どのようにしたらよいのでしょうか。

**答** 源泉徴収した所得税を国に納付するには、e-Taxを利用して納付するか又



は「所得税徴収高計算書（納付書）」（[圖 37-14](#) 参照。この用紙は、税務署から交付を受けられます。）に必要な事項を記載し、これに納付金額を添えて、日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店（銀行の店舗は、そのほとんどが日本銀行の代理店又は歳入代理店となっています。）、郵便局若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（[法 270](#)、[規 80](#)、[通則法 34](#) ①）。

#### 圖 1-5 源泉徴収税額の未徴収又は未納付

所得税の源泉徴収の対象となる所得を支払った者が、源泉徴収をしなかった場合、又は徴収した税額を納付しなかった場合、どうなりますか。

**答** 所得税の源泉徴収の対象となる所得を支払った者が、源泉徴収をしなかったため源泉徴収をすべきであった税額を国に納付しなかった場合、又は源泉徴収はしたがその税額を国に納付しなかった場合には、国（具体的には、税務署長）は、源泉徴収して納付すべきであった税額を、その支払をした者から徴収します（[法 221](#)）。この場合に、その支払をした者が、その支払の際に所得税を源泉徴収していなかったときは、その支払をした者は国に納付した税額をその支払を受けた人に請求することができることになっています（[法 222](#)）。

なお、法定の期限までに国に納付しなかった場合には、その期限に遅れた期間について延滞税（[通則法 60](#)、[措法 94](#)）を納付することとなるほか、その遅れた理由のいかんによっては、不納付加算税又は重加算税が課されることとなります（[通則法 67](#)、[68](#)）。また悪質と認められるときは、刑事罰としての罰則が適用されることもあります（[法 240](#)）。

#### 圖 1-6 源泉徴収税額の過大納付

源泉徴収額を納め過ぎた場合には、その税額は返してもらえますか。

**答** 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が、その源泉徴収税額

を納め過ぎるということは、次のような場合に生ずるものと思われませんが、次のような場合には、それぞれ次に掲げる差額を納め過ぎとなった税額として、その所得の支払をした者に還付することになっています（[基通 181](#)～[223](#) 共-6）。

(1) 源泉徴収額として納付すべき正当税額を超えて納付した場合（支払を受ける人から過大に徴収して納付した場合はもちろん、納付税額だけを誤った場合も含みます。）

その納付額と正当税額との差額

(2) 源泉徴収の対象となる所得の支払額が誤払等により過大であったため、その所得の支払者が正当な支払額を超える部分の金額をその支払を受けた人から返還を受けた場合

その返還を受ける前の支払額に対する税額と、その支払額からその返還を受けた金額を控除した後の支払額に対する税額との差額

(3) 源泉徴収の対象となる所得の支払が条件付の支払であったため、その条件の成否により、その支払者が既に支払った金額の全部又は一部をその支払を受けた人から返還を受けた場合

その返還を受ける前の支払額に対する税額と、その支払額からその返還を受けた金額を控除した後の支払額に対する税額との差額

なお、(1)の場合の例については[圖 10-40](#)を、(2)の場合の例については、[圖 10-41](#)を、(3)の場合の例については、[圖 20-12](#)と[圖 17-28](#)を参照してください。

#### 圖 1-7 源泉徴収税額の還付請求権の消滅時効の起算日

源泉徴収税額を確定申告により精算し、納め過ぎとなった税金の還付請求をしたいと思いますが、この還付請求はいつまでできるのですか。

**答** 所得税法上は、確定申告書を提出する義務はありませんが、法律の規定に従って税額の計算をすると源泉徴収税額や予定納税額などが納め過ぎになっている場合には、その納め過ぎになっている税額の還付を受けるための確定

申告書を提出することができることになっています（法122）。

この還付を受けるための申告書には、申告書の提出期限が定められておりませんから、翌年1月1日以降いつでもこれを提出して還付を受けることができます。もっとも、還付金についての請求権は請求ができる日から5年の間に行使しない場合は、その権利は時効により消滅しますので（通則法74①）、それまでに申告書を提出すればよいということになります。

## 問1-8 内国法人に対する源泉徴収

当社は内国法人ですが、利子所得や配当所得以外にも所得税が源泉徴収される所得があるようですが、具体的にはどのような所得が対象とされるのでしょうか。

**答** 内国法人に対して支払われる所得のうち、源泉徴収の対象とされるものは、次のとおりです。なお、源泉徴収された所得税の額（令和2年以後、分配時調整外国税相当額を除きます。）は、内国法人の法人税の確定申告の際に納めるべき法人税の額から控除することができます（法68）。

### (1) 利子所得

①内国法人に対し国内において利子等を支払う者、②内国法人に支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者、③民間国外債の利子を内国法人に対し国外において支払う者は、その支払又は交付の際、その利子等に対し、15.315%の税率により源泉徴収を行うこととされています（法174一、212③、213②、措法3の3②③、6②、復興財確法28①②）。

（注）内国法人が支払を受ける利子等のうち、

- ① 金融機関の受ける利子等
- ② 金融商品取引業者等の受ける公社債の利子等
- ③ 資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人のうち一定のものが受ける公社債の利子などの利子等で、一定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（措法8①②③）。

### (2) 配当所得

内国法人（非課税法人を除きます。）に配当等を支払う者や、内国法人に支払われる国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等の国内における支払の取扱者は、その支払又は交付の際、20.42%（上場株式等の配当等特定のもの15.315%）の税率により源泉徴収を行うこととされています（法174二、212③、213②、措法8の2③、8の3②③、9の2①②、9の3の2①、復興財確法28①②）。

### (3) 匿名組合契約等の利益の分配

内国法人に対し、国内において次に掲げる契約に基づく利益の分配の支払をする者は、その支払の際その利益の分配につき20.42%の税率により源泉徴収を行うこととされています（法174九、212③、213②、復興財確法28①②）。

#### イ 匿名組合契約

ロ 当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約

### (4) 馬主に支払われる競馬の賞金

内国法人に対して、国内において次の表に掲げる報酬・料金等を支払う者は、次の表の算式によって計算した額を源泉徴収することとされています（法174十、212③、213②、復興財確法28①②）。

報酬・料金等	源泉徴収額
内国法人である馬主に対し競馬の賞として支払われる金品のうち、金銭で支払われるもの	$(\text{左の賞金の額} - \text{控除金額}) \times 10.21\%$ （注）控除金額……同一人に対し1回に支払われる賞金の金額について、その賞金の額の20%相当額と60万円との合計額

### (5) 金融類似商品の収益

内国法人に対し、国内において次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益の支払をする者は、その支払の際、15.315%の税率により源泉徴収することとされています（法174三～八、212③、213②、復興財確法28①②）。

#### イ 定期積金の給付補填金

- ロ 銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金
  - ハ 抵当証券の利息
  - ニ 貴金属（これに類する物品を含みます。）の売戻し条件付売買の利益
  - ホ 外国通貨で表示された預貯金で、その元本と利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨又は他の外国通貨に換算して支払うこととされているものの差益（いわゆる外貨投資口座の為替差益など）
  - ヘ 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年を超えるもので保険期間等の初日から5年以内に解約されたものに基づく差益）
- (6) 懸賞金付預貯金等の懸賞金等  
内国法人に対し、国内において懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払等をする者は、その支払等の際、15.315%の税率により源泉徴収することとされています（措法41の9、復興財確法28①②）。
- 懸賞金付預貯金等の懸賞金等とは、国内において預貯金等（預貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資信託の受益権又は定期積金等）に係る契約に基づき預入等（預入、信託、購入又は払込み）がされた預貯金等を対象としてくじ引その他の方法により、支払等を受ける金品その他の経済上の利益（懸賞金等）をいいます。

## 第2 居住者と非居住者の区分

### 問2-1 居住者、非居住者、非永住者の意義

居住者又は非居住者とは、どのような人をいうのですか。

**答** 居住者又は非居住者とは、それぞれ次に掲げる人をいいます（法2①三～五）。

- (1) 居住者………所得税法の施行地（「国内」といいます。以下同じです。）に住所がある人及び国内に住所がない人で国内に現在まで引き続いて1年以上居所がある人

つまり、国内に居住する日本人は居住者であり、また、外国人でも国内に住所があるか又は国内に引き続いて1年以上居住している人は居住者ということになります。

なお、平成18年4月1日以後「日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内の間、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下の個人」は非永住者として取り扱われ、所得税を課税される所得の範囲が多少狭くなっていますが、源泉徴収をされる所得の範囲は、一般の居住者の場合と同様です。

- (2) 非居住者………居住者以外の個人

つまり、国内に居住していない外国人や、国内に居住している外国人のうちで国内に住所がなく、しかも、引き続いて居住している期間が1年に満たない人は非居住者ということになります。また、日本人でも国外に住所を移した人は、非居住者となります。

### 問2-2 住所の意義

所得税法にいう住所とは、どのようなものをいうのですか。

**答** 所得税法に規定する住所の概念は、民法における住所の概念と同様に、各人の生活の本拠をいいます（基通2-1）。この場合に、生活の本拠であるかどうかは、客観的な事実によって判定し、同一人については、同時に2か所以上の住所はないものとされています。

### 問2-3 住所の判定

国内に住所があるとか、ないとかいいますが、どのようにして判定するのですか。

**答** 国内に住所があるかどうかについては、次によって推定することになっています。もちろん、これは推定ですから、この推定に対して反対の意思が表明された場合には、その人の客観的な事実を基にしてあらためて住所の有無を判定することになりますが、通常は、この推定に従って住所の有無が判定されます（令14、15）。

(1) 国内に居住することとなった人が次のいずれかに該当するときは、その人（その人と生計を一にする配偶者やその他その人が扶養する親族が国内に居住するときは、これらの人も含みます。）の住所は国内にあるものと推定されます。

① その人が国内において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

② その人が日本の国籍を有し、しかも、その人が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有すること、その他国内におけるその人の職業、資産の有無等の状況に照らし、その人が国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事業があること。

(2) 国外に居住することとなった人が次のいずれかに該当するときは、その人（その人と生計を一にする配偶者その他その人が扶養する親族が国外に居住するときは、これらの人も含みます。）の住所は国内にないものと推定されます。

① その人が国外において継続して1年以上居住することを通常必要とす

る職業を有すること。

② その人が外国の国籍を有し、又は外国の法令によりその外国に永住する許可を受けており、しかも、その人が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有していないこと、その他国内におけるその人の職業、資産の有無等の状況に照らし、その人が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。

なお、国家公務員又は地方公務員で外国において勤務する人（日本の国籍がない人又は日本の国籍がある人で現に国外に居住し、しかも、その地に永住すると認められる人を除きます。）の住所については、障害者等の少額貯蓄非課税等の規定及び納税地の規定を適用する場合を除き、例外的に国内にあるものとみなされています（法3、令13）。

### 問2-4 入国した外国人の住所の判定

外国人が国内に入国した場合には、入国の日から国内に住所を有することになるのですか。

聞くとおっしゃるとおり、その人の職業が日本に継続して1年以上居住することを通常必要とするものであれば住所を有することになるのですが、この1年以上居住することを通常必要とする職業とは、どのような職業をいうのですか。

**答** 国内に入国した外国人の職業が、国内に継続して1年以上居住することを通常必要とするものであれば、その人は入国の時より国内に住所を有するものと推定されます。しかし、その人の職業が国内に継続して1年以上居住することを通常必要とするものであるかどうかの判定の基準として、あらかじめ各種の職業のすべてについて、この職業は1年以上居住することを必要とするものであるといったような基準を設けることは実際上不可能なので、その人の国内における在留期間が契約等によりあらかじめ1年未満となっている場合を除き、その人が国内において事業を営み又は職業に従事する限り、その人の住所は国内にあるものと推定することになっています（令14、基